

## 【註】

- (1) 「年々見合帳」田儀櫻井家文書
- (2) 島根県教育委員会編『島根県歴史の道調査報告書第二集』所収
- (3) 『横田町誌』三六二～三六三頁
- (4) 「奉願口上之覚」油屋浜村家文書
- (5) 「申渡写」油屋浜村家文書
- (6) 「口上之覚」油屋浜村家文書
- (7) 田儀櫻井家文書
- (8) 明治4年加賀谷たたら所の「盐切中勘定諸目録」によると、「田儀ニ而鉄積出し」として銭4貫360文の支出が見られる。
- (9) 武井博明「化政・天保期における鉄の流通について」(たたら研究会編『日本製鉄史論』1970年所収)
- (10) 前掲註(3)『横田町誌』三六八頁
- (11) 前掲註(1)「年々見合帳」
- (12) 前掲註(3)『横田町誌』三六七頁
- (13) 田儀櫻井家文書
- (14) 能登国福浦の「佐渡屋諸客船帳」には、田儀浦の各廻船の入津が認められる。
- (15) 『出雲崎町史』海運資料(三)
- (16) 武井氏前掲註(9)論文
- (17) 「廻船船客帳」林家文書(島根大学付属図書館所蔵)
- (18) 仕切状の分析にあたっては、田中正寅氏の作成された目録を活用させていただいた。なお、仕切状の多くは年未詳であるが、多くは幕末から明治初期にかけてのものである。したがって、ここではごく一時期の様相を窺うに過ぎないことを、あらかじめ断つておく。



## 第6章 建造物調査の結果

和田嘉宥

### 第1節 調査の目的と対象

#### 1. 建造物調査の目的

田儀櫻井家は、仁多櫻井家と共に戦国の武将塙団右衛門を祖とする。櫻井家のたたら製鉄は、塙団右衛門の子直種が櫻井家を名乗って安芸国から仁多郡上阿井に移り、その子三郎左衛門直重（仁多櫻井家3代）が「可部屋」を号し、正保5（1644）年に「菊一印」銘の割鉄を諸国に売り広めたのが始まりである。松江藩にその業績を認められた櫻井家は、奥田儀の開拓と製鉄業を仰せ付けられたのが縁で、長男幸左衛門直春が田儀櫻井家をひらき、次男弥右衛門正信がその跡を継ぎ、以後、宮本を拠点として近代初期まで鉄山経営を行ってきた<sup>(1)</sup>。

田儀櫻井家のあった宮本の地は、集落の中程を東西に宮本川が流れる。櫻井家の屋敷地は、集落の中程にあり、宮本川の南岸の平地をさらに整地して、東西にやや長いほぼ矩形である。

現在、この邸宅跡に建築遺構は1棟もないが、宮本川に面する北側の川岸は石垣が高く積上げられており、南側の山裾にも南東部に石垣を積上げて、屋敷地が形成されていたこ

とがわかる。焼失前の様子を伝える図（第7図）によると、この屋敷地には主屋を中心に、土蔵や倉庫などの附属建物が相当数建っていたことがわかる。屋敷の入り口となる表門は、屋敷地の北東部にあり、宮本川に架かる宮本橋が屋敷への出入りに用いられていたこともわかる。現在は、宮本川の南側に、櫻井家の屋敷を突き抜けるように道が敷かれているが、以前の道は宮本川の北岸沿いに通っていたのである。



写真17 櫻井家邸宅跡と宮本川

宮本橋の北側の道はかつて小田まで通じる街道であった。また、櫻井家の屋敷の対岸、宮本川の北辺一体は、谷間を切り開いて石垣を積上げて造成された平地が何段もあるが、ここはたたら製鉄の従事者の集落（山内）があつた場所である。山内集落の入口の左右は両側とも小高い山となっている。東側の小山には多数の墓石が点在しているが、山内従事者の墓地だったところである。西側の斜面には100段以上の石段が山腹まで延びている。その石段を登ったところには、櫻井家並びに山内集落を見守るように金屋子神社が設けられている。また、多伎町奥田儀宮本からほぼ4km東にある佐田町加賀谷にも金屋子神社が現存しているが、これも櫻井家の本願による



第7図 田儀櫻井家邸宅の建物配置図<sup>(2)</sup>

ものである。田儀櫻井家によるたたら製鉄の経営範囲の広さを伝える建築である。なお、宮本集落の入口には、櫻井家の墓地があり、その東には櫻井家の菩提寺でもある位牌寺・智光院がある。

今回の調査の目的は、これら櫻井家と関わりのある建築遺構を確認し、それらの建物の概況を調査し、田儀櫻井家のたたら経営のうち、建築に関する一面を明らかにするところにある。

## 2. 調査対象の選定

多伎町奥田儀宮本には、前述した建築遺構以外にも住居遺構があり、その内の一軒は民俗資料の展示場として活用がはかられているが、田儀櫻井家に関する建築遺構としては、櫻井家屋敷跡の北に流れる宮本川の北に迫る山の山腹にある金屋子神社、櫻井家の墓地が境内にある智光院、そして櫻井家が経営した加賀谷たたらの金屋子神社が現存しているだけである。この内、たたら経営者の守護神である金屋子神社は特に重要な施設だったと思われる。田儀櫻井家の金屋子神社は他のたたら経営者（仁多櫻井家、絲原家）のそれらと比べてもそん色がなく整備され、祭祀も行われていたと思われるが、現在でも地域の人々によって欠かさず祭礼が行われている。

本章では、これら現存している櫻井家に関わりの深い建築遺構の調査結果を報告するのが目的である。なお、当地方では、金屋子神がたたら製鉄における守護神として祀られているが、広瀬町西比田の金屋子神社は、出雲地方の金屋子神社の總本社で、田儀櫻井家が本願して安置した金屋子神社の本社でもある。本章では、この西比田の金屋子神社についても、その概要に触れておくことにした。

## 第2節 宮本鍛冶屋跡の金屋子神社

### 1. 社殿の変遷（建立・修造）

田儀櫻井家の本拠地である奥田儀宮本地区に鎮座している。祭神は金山彦命・金山姫命両神で、たたらを祀る火の神・鉄業の神である。能義郡広瀬町西比田の金屋子神社を總本社とし、櫻井家が願主となって勧請したものとされている。

本殿の中には数枚の棟札が納められているが、造立、建立、葺替等を記した棟札は、元文2(1737)年（造立）、天保15(1844)年（建立）、文久2(1862)年（上葺）、昭和25(1950)年（上葺）、昭和31(1956)年（拝殿）の5枚である。

元文2(1737)年の棟札には、「元文元年丙辰八月二十七日」、そして「奉造立金屋子神社一宇」とあり、また「本願 櫻井宇兵衛藤原好美」とある。この棟札に見える元文元(1736)年が勧請された年とすると、5代宗兵衛の代に創建されたことになる。

現社殿は、棟札によって天保15(1844)年に建てられたものであることが分る。願主は11代櫻井運右衛門である。虹梁に彫られた満



写真18 宮本金屋子神社への石段

と若葉は素朴で、江戸時代中期の特色を頼しているが、向拝柱の上にある龍の彫刻や、木鼻は装飾化が進んでおり、江戸末期のものと見なすことができる。

文久2(1862)年には屋根の葺き替えが行われたが、その後、しばらく修造等は行われず、およそ90年後の昭和25(1950)年に葺き替えが、また、昭和31(1956)年に葺き替えと拝殿の設営が行われていることがわかる。

## 2. 本殿の建築概要

本殿は檜材を用いた切妻妻入で、桁行・梁間ともに920mm幅の正方形で、前面に四級の木階が付く。軸部は円柱(床下は八角形)、縁長押、内法長押、頭貫で固め、柱上に二手先物をのせ、中備には墓股を配し、軒(蛇腹)支輪で、桁・梁を受ける。軒は二軒簷垂木である。向拝柱は角柱で上部は虹梁でつなぎ、両端には獅子頭の姿をした木鼻が付く。柱上には連三斗がのり、虹梁にのる中備は円東で、梁を受ける。

梁上の妻壁は、正面が全面に龍の彫物、背面は大瓶束で、頂部に大斗をのせて棟木を受



写真19 宮本金屋子神社本殿



写真20 本殿柱上の組物及び軒回り

ける。本殿は1間四方であるが、本殿と木階を一つ屋根で覆う檜皮葺(現在は銅板葺)の切妻屋根は前後に長い。大棟には2組の置千木、3本の勝男木がのる。

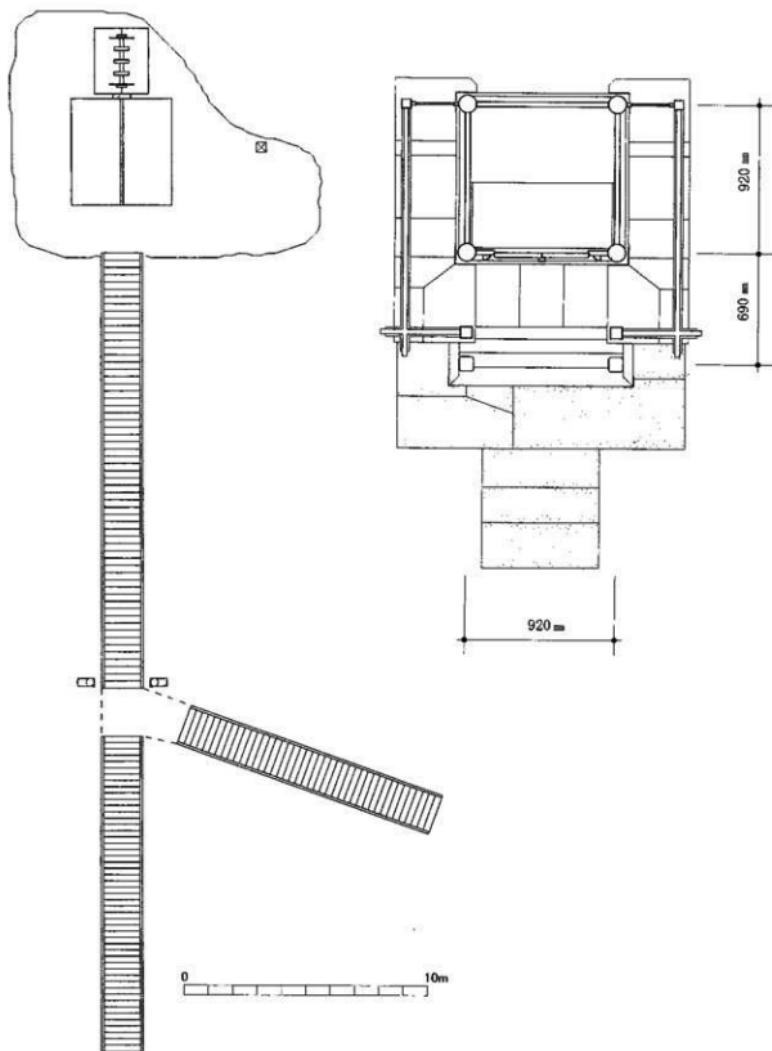
本殿の三方(正面、左右)には削高欄付き縁を巡らし、背後に脇障子を付け、背面には縁はない。縁を支える縁柱の上部には平三斗がのっているが、肘木の外側は拳鼻とするなど



写真21 拝殿正面より



写真22 拝殿と本殿



第8図 宮本金屋子神社 配置図(1/200)・本殿平面図(1/30)

彫刻化が進行している。社殿の内部は奥を一段高くして祭壇としている。

現本殿の前に切妻妻入の拝殿がある。これは、昭和31(1956)年に新たに設けられたもので、それまでは本殿だけで、拝殿はなかったものと思われる。

なお、当社は、鉄山繁栄のころは祭典もにぎわしく、湯立・神樂・獅子舞・相撲・作花等の神事が行われたと伝わる。社殿の鳥居は文政7(1824)年に多伎藝神社の鳥居を櫻井家が新たに寄進した際、古いものを持ち帰って建立されたものであるが、これも櫻井家が正徳5(1715)年に寄進したものである。祭日は昔から5月5日とされている。

### 第3節 加賀谷たたらの金屋子神社

#### 1. 社殿の変遷（建立・修造）

本殿の内部には4枚の棟札が納められている。文久2(1862)年は再建立、昭和23(1948)年は屋根葺替・基礎修理、昭和48(1973)年は屋根葺替、平成2(1990)年は拝殿の屋根葺替の棟札である。これにより、現本殿は、文久2年に再建されたものであり、その後、幾度か屋根の葺き替えが行われてきたことがわかる。

文久2(1862)年の棟札には「本願」として「櫻井運右衛門直順／櫻井大太郎直方／櫻井善太郎」と櫻井家の11代、12代、13代の名前が連記されている。

宮本の金屋子神社も文久2(1862)年に遷宮（上葺き）が行われていることが棟札によつてわかるが、棟札には「櫻井大太郎直方／嫡子同苗善太郎」の名前が連記されている。

文久度の建造、葺替で、両社とも櫻井家が本願を勤めているが、祭主（神主）、手代（支配）、大工職人等はそれぞれ異なっている。



写真23 加賀谷金屋子神社全景



写真24 本殿見上げ

#### 2. 神社の概要

加賀谷の金屋子神社は、宮本の金屋子神社と同じように山腹にあり、山裾より境内までは石段が設けられている。

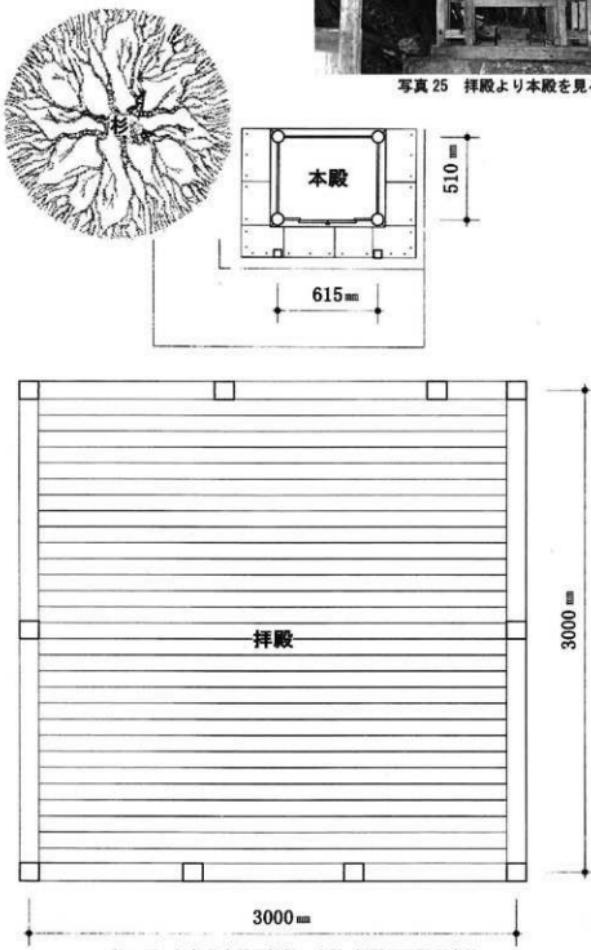
本殿の前には拝殿が設けられているが、これは後補のもので、当初、境内には石段を登った両側に一基ずつの石灯籠が設けられていた。本殿は、石段・拝殿の中心軸よりやや右にずれている。

本殿は、正面1間（615mm）、側面1間（510mm）。横にやや長い1間四方の矩形平面であるが、前面に2本の向拝柱があり、屋根は一つの縦長の切妻屋根で、妻入である。屋根は金属板で葺かれているが、当初は桧皮葺きだったと思われる。本殿は宮本のそれよりひと回り小さく、組物も簡素である。廻り縁は正面、側面の三方についているが、高欄はなく、背面の脇障子もない。本殿を囲む柱は円柱、向拝柱は角柱、柱上の組物は三斗組で、

その上に桁と梁が井桁状に組まれて屋根が乗る。軒裏の垂木は繁垂木であるが、垂木は桁上で折れて、屋根には反りがある。



写真 25 拝殿より本殿を見る



第9図 加賀谷金屋子神社 本殿・拝殿平面図 (1/30)



## 第4節 智光院

### 1. 歴史的経緯および建築年

本院は白応山智光院と称し、阿弥陀如来を祀る。本院は、最初、彦田の伊秩甲斐守重政が松江善導寺の末寺として一彦田（佐田町の内）へ勧請したものであるが、明和7(1770)年の洪水で施設は倒壊し、廃寺となっていた。これを櫻井家中興の英主と言われた10代多四郎直敬が、文政4(1821)年4月に櫻井家の位牌寺として現在地へ移転勧請している。現存する本堂はこの時に作られたものと伝えられている。

なお、文政4(1821)年以後では、安政7(1860)年に櫻井運右衛門が境内に医王堂、地蔵堂を建立して、薬師如来、地蔵菩薩を祀るが、櫻井家全盛の頃は内外ともに整い、半鐘が宮本集落にこだましたという。しかし櫻井家の没落とともに寺勢は衰え、大正時代には既に無住になった。その後、本堂は昭和30(1955)年に地元の人々によって屋根替えを中心一度修復され、医王堂の薬師如来も堂内に移されたが、その後は、修復もままならず、傷むにまかされているのが現状である。文政4(1821)年の建築と伝えられている本堂であるが、建物内部、仏間脇の板戸には戸板一面に大きく「文政八丙戌春坂根大工多助之作」と書かれた墨書がある。文政8



写真 26 智光院全景

(1825)年か丙戌の年である文政9(1826)年に大工多助が造作（改修）を加えたものと考えられる。

### 2. 建築概要

本堂は桁行き11, 105mm、梁間7, 995mmの切妻平入、屋根は桟瓦葺、垂木は一軒練垂木、母屋の屋根前面に庇を付しただけの簡素な造りである。外観から寺院建築の特色が伺えるのは、正面に付けられた向拝である。向拝を支える向拝柱は角柱であるが四隅を几帳面に仕上げ、柱上には出三斗がのる。2本の向拝柱の上部を虹梁でつなぎ、虹梁にのる中備えには蓋板が挿入されている。また、入側列からは、垂直に向拝柱まで海老虹梁がのび、向拝を受けている。

本堂の平面形は、仏間を中央に設けて、内・外陣を置き、左右に脇間を設けた方丈形式であるが、右手には大戸口を付した土間が付くなど、民家風の仏堂建築となっている。本堂中央の仏間は、奥の間4疊が内陣、表側の8疊が外陣となっている。内陣と外陣の境には虹梁が付き、上部には透かし彫りの欄間



写真 27 本堂内陣横板戸の墨書



写真 28 檻間とその周辺

がはめられているが、建具はない。

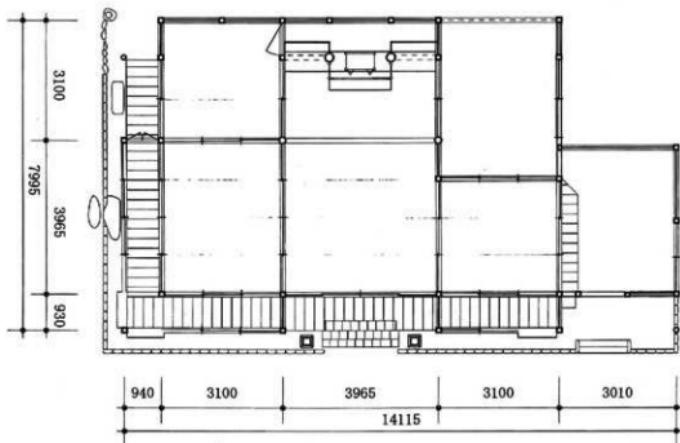
内陣の奥は丸柱 2 本で 3 間に分け、中央の間には阿弥陀如来を安置する入母屋に唐破風を付した黒漆塗の仏壇が納められ、両側の間も脇陣となって仏像が安置されている。

天井は内陣も含めて大半が竿縁天井であるが、外陣だけは柱頭に三斗組をのせて、その上に格天井（巻頭図版 4）が組まれ、各格間には様々な絵が描かれている。建物の東側には小規模ながら庭園が設けられ、東側の前後

二室を客座敷にして縁を巡らせているが、これらは方丈形式の仏堂としての、また位牌寺としての特色を表していると言えるであろう。



写真 29 砧子と阿弥陀如来像



## 第5節 西比田の金屋子神社

### 1. 金屋子神

中国山地は古来よりたら製鉄が行われ、鍛冶神を祀る神社は、金屋子神社以外に金山彦神社、金山神社、金神社、金岡神社、金屋神社など様々であったが、出雲地方には、享保年間に確たる鍛冶神の社祠が16社あったが、その内、金山彦神社、金山神社、金神社、金子井神社が各1社で、残り12社がすべて金屋子神社であったという。このことから金屋子神社は出雲地方を中心に広まった鍛冶神と見るのが妥当と思われる。

金屋子神社は鉄山業を営む鉄師にとっては、究めて重要な建物である。奥出雲で鉄山業を営んでいた仁多櫻井家、絲原家、田部家でも、田部櫻井家同様に金屋子神社が祀られているが、これらの金屋子神社の本社となるのが、能義郡広瀬町西比田にある金屋子神社（社殿／島根県指定文化財）である。この西比田の金屋子神社について『神國島根』<sup>(1)</sup>、『金屋子縁起と炎の伝承 玉鋼の社』<sup>(2)</sup>等を参照し、その概要を記しておく。

### 2. 概要

金屋子の神は古くから製鉄の御守護神として諸国の鉄業界の崇敬信仰著しく、祭神は金山彦命・金山姫命で、古事記によるとイザナミノミコトが火のカガツチの神を生み難産で病み臥したとき、タグリの中から生れた神である。当社の祝詞並に下原重仲の著した『鉄山秘書』によると、金屋子の神は、兵庫県岩鍋（宍粟郡千種村岩野辺）で鍋を造っていたが、西方にわが住むべき地があるとして、白鷺にのり天空を飛んで西比田の社までやってきて、桂の木の枝に羽を休めていた。

この社に狩に来ていた安部ノ氏正重（現官司の大祖）は犬が身を縮めて吠えているので

「如何なる者ぞ」とたずねると神は「吾は金屋子ノ神なり。此の所に住して踏鞴（たたら）を師立て鉄（かね）吹く術を始むべし」と宣う。そこで正重は朝日長者を招いて建物を造り自ら奉仕することにした。天に祈ると75の童神が降って用具を作り朝日長者は金屋子神の指図で炉を造り砂鉄と木炭を調達し、金屋子の神は村下（技師長）となって製鉄の業を開始、やがてその鉄で武器（日本刀等）や鉄器具が作られ、鉄物に発展して所謂鉄文



写真30 西比田の金屋子神社

化の発祥に貢献することになった。

このような由緒によって金屋子神は、製鉄業者、鋳造、鍛冶、製鋼、板金、鉄筋業、金属商、砂鉄採取、製炭業者間に信仰特に篤く、江戸時代には藩主の信仰寄進もあって権材で造られた。

現社殿は元治元（1864）年10月に建築されたものである。本殿、幣殿（通殿）、拝殿が一体となった造りで權現造（相の間造）に近い造りであるが、本殿は正面2間、側面2間の



写真31 西比田金屋子神社本殿

切妻妻入の大社造を基本形としており、前面に切妻の弊殿（通殿）、入母屋造の正面3間、側面3間の拝殿が付いている。本殿は大社造を基本としているだけに組物などは用いていないが、拝殿の二手先組物や幕殿などから、江戸時代後期の建築技法が認められる。

## まとめ

### 1. 成果の概要

今回の田儀櫻井家の建造物調査では、宮本鍛冶屋跡の金屋子神社、智光院、田儀櫻井家が経営した佐田町加賀谷の金屋子神社の3件について、実測調査、棟札等の史料調査を行った。棟札等の史料調査によって、宮本金屋子神社は天保15(1844)年、加賀谷金屋子神社は文久2(1862)年、智光院は文政4(1821)年頃にそれぞれ建てられたものであることが判明した。いずれも19世紀であり、田儀櫻井家10代多四郎、11代運右衛門が活躍した時代で、田儀櫻井家が繁栄した頃の遺構であることが分かる。3つの建物とも江戸後期の建築遺構であるが、宮本金屋子神社、智光院の彫刻および絵様には江戸末期の装飾的な手法が認められ、建築技法の地方への浸透を具体的に伝える遺構といえる。金屋子神社については、現存する宮本金屋子神社と加賀谷金屋子神社と二つの遺構が田儀櫻井家によって造られたものであることも分かった。

ただ、宮本たたら、加賀谷たたらはともに櫻井家の経営であることは間違いないが、両金屋子神社の建て替えや遷宮に実際に関わった人々は、それぞれ異なっていることが棟札より確認できる。このことから、それぞれのたたら製鉄は、櫻井家の支配にありながら、その土地に根付いた経営形態が行われていたと推察できる。

なお、これらの金屋子神社は、櫻井家が宮本の地を去った明治21年以後しばらくは放置

されたままになっていたと思われるが、地元住民の金屋子神に対する信仰は根強く、昭和以後、いざれも屋根の葺き替え、拝殿の新設等が行われて、祭りも定期的に行われてきている。金屋子神信仰は宮本、加賀谷とそれぞれの土地に根付いて継承されていることが分かる。

### 2. 課題

宮本の地には櫻井家邸宅関連、製鉄関連の建築遺構は一棟もなく、位牌寺の智光院も無住のまま放置されている。建物には痛みがみえるが、仏間に中心とする内陣・外陣の部材の痛みはそれほどでもなく、再利用も可能と思われる。外陣の格天井や、内陣・外陣の間の欄間彫刻も優れた作品と見受けられる。

本院の建物をこのまま保存することは、向拝の底や屋根に痛みが大きく、相当の経費が必要と思われるが、内部の組物や彫物や板絵などは、少々煤けてよごれているものの、洗浄すれば、在りし日の姿に戻す事も可能だろう。

金屋子神社は幸い地元住民によって維持されており、建築当時の姿をそのまま伝えている。一個人の本願による金屋子神社で、山腹を境内として灯籠、石段、境内、本殿等がほぼまとまった形で残っている神社は県下では他にあまり例がなく、田儀櫻井家が本願して造った宮本の金屋子神社、加賀谷の金屋子神社以外に遺構も少ないと思われる。出雲地方を中心広がったと思われる金屋子神の信仰の浸透を知る上でも貴重な遺構と考える。また、これらの祠が、現在も地元住民によって維持管理され、祭りも行われていることは、特筆すべきことであろう。

櫻井家の邸宅跡には建物は残っていないが、幸いにも屋敷の形状は石垣等によって確認できる。また、宮本川の北側の山腹を切り

開いて設けられた山内の集落跡も、やはり石垣によって確認できる。これらの保全活用は、田儀櫻井家を後世に伝える上で、検討すべき課題と思われる。

## 【註】

- (1) 『仁多郡誌』には「神門郡奥田儀の地山林郷冷水の害に加ふるに猪鹿作物を荒らせしを以て農民困究す。寛文5(1665)年藩は直重に命するに其地を拓殖するを以てす。直重年已に老ゆるを以て長子幸左衛門を口田儀に別家せしめ命に従はしむ。幸左衛門貞享2(1685)年39歳を以て死し、依て次男弥左衛門を以て其の後を襲がしむ。これ即ち口田儀櫻井氏なり。直重延宝7(1679)年3月14日年61を以て歿せり。」と記されてい る。
- (2) 渡辺勝治1996『田儀櫻井家年代記』渡辺勝治氏が田儀村誌編纂にあたり作成された原図(田部利市氏談を作図 江戸末期か)に、佐々木松藏氏(大正7生)の記憶をもとに再現した住宅図(大正時代)を追記した。
- (3) 島根県神社庁発行、昭和56(1981)年4月
- (4) 安倍正哉著、金屋子神社発行、昭和60(1985)年4月

## 【付記】

本稿の図面は谷本輝子(米子工業高等専門学校専攻科／建築学専攻)が作成したものである。

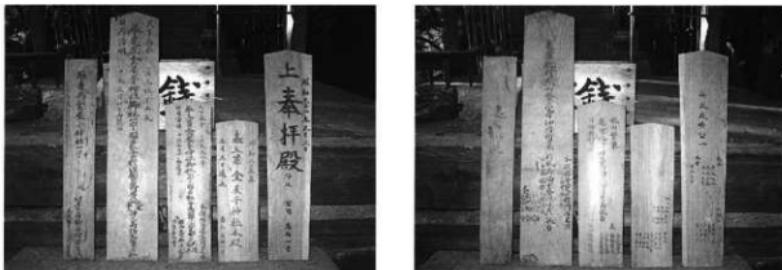


写真32 宮本金屋子神社棟札(左:表面、右:裏面)



写真33 加賀谷金屋子神社棟札(左:表面、右:裏面)

宮本金屋子神社の棟札一 元文元年（一七三二）

松村 高さ八四八mm 上幅一三九mm 下幅一二七mm 厚八mm

（表）  
元文元年  
奉造立金屋子神社一宇

祀官 高橋富衛貞今次

丙辰八月二十七日

本願 櫻井宇兵衛藤原好美

（裏）  
遷宮安座

宮本金屋子神社の棟札二 天保十五年（一八四四）

杉村 高さ一〇六三mm 上幅二〇八mm 下幅二一〇mm 厚一一mm

天下泰平 丁時 天保十五歲

武運

奉建立金屋子神社一宇國主松平少將源朝臣齊義公  
長久 神主高橋大膳源貞幹

日月清明 甲辰 五月四日御遷座

（裏）

本願 櫻井運右衛門源貞順  
嫡子 樺井勝之助

前職 高橋中務源唯貞 敬白

手代 豊平 嫡子高橋要人源貞誠

大工 手代 貞助 運兵衛

大工 原田源兵衛  
飯塚多助

宮本金屋子神社の棟札三 文久二年（一八六二）

杉村 高さ六八〇mm 上幅一九八mm 下幅一七六mm 厚八mm

（表）  
天下泰平 丁時 文久二年

奉上賈金屋子神社御社一宇國君松平出羽守源定安公  
日月清明 壬戌五月四日御遷座

櫻井大太郎源清方 長久

嫡子 同苗善太郎

武運

（裏）

鐵山繁督

可抽積折清也

遷宮執行神主高橋大膳源貞喬敬白

文久二歲

支配 米村治郎右衛門孝顯  
渡部重太郎平都

加賀谷金屋子神社の棟札 文久二年（一八六二）杉材  
奉再建立金屋子神社一宇祭主福谷和泉藤原宅貢

（裏）

文久二歲  
壬戌四月廿四日

櫻井運右衛門源貞順

支配 石倉茂市井直  
渡部重太郎平都

本願 櫻井大太郎 源貞方  
山配鑑新重郎 山子頭源十

同 同 武經家 勝市

清吉 良吉 大工 作成

石工 木挽 金之助  
茂三郎 良助 木挽

## 第7章 民俗資料の調査

浅沼政誌

### 第1節 調査の目的と対象

#### 1. 民俗調査の目的

今回、田儀櫻井家のたら製鉄に関する民俗調査を実施するにあたっては、これまで県内のたら製鉄操業地で確認されてきた事例にならぬ、たら製鉄に関して使用された道具類及び生産物の確認、また、たら製鉄と密接に関係する金屋子神信仰や習俗の確認作業を、調査の中心に据えて取り組む予定にしていた。

しかしながら、調査を進めるにつれ、上記の事項は、ほぼまとめて残存ないしは伝承されていないという現状を確認するに至った。おそらく明治15(1882)年の大火による関係資料の焼失と、廃業に伴い従事者が離職し、地域から信仰者が消えてしまったことが最も大きな原因であると考えられる。こうしたことから、この調査では、断片的なものではあっても、関係すると思われる残存資料については、可能な限り記録し、今後の新たな資料の発見につながることを期待することにした。したがって、調査の記述が資料の報告に終始していることを御了承いただきたい。

#### 2. 調査対象の選定

今回、調査の対象としたのは、田儀櫻井家が関わった社寺（金屋子神社、智光院、多伎芸神社）に残る奉納物や使用された物品と、「民俗資料館」と呼ばれ、宮本史跡保存会により関係資料が収集され、管理されている施設の資料の一部を対象とした。また、金屋子神信仰については、保存会の会員からの聞き取りと、櫻井家文書のうち「金屋子神祭禮手

記」（明治11(1878)年）からうかがわれる祭礼の様子、さらには、町内のたら製鉄跡の分布調査に同行した際に類推された金屋子神信仰の痕跡を取り上げることにした。

### 第2節 金屋子神社に残る資料

#### 1. 奉納物（美術工芸品）

宮本地区には町内で唯一の金屋子神社が残っている。現存する最も古い棟札には「元文元(1736)年」の年号が見られ、拝殿に掛かる扁額には、金山毘古神、金山毘賣神の二神の名前が見られる<sup>(1)</sup>。

現在、ほとんどの奉納物は、町内口田儀の文化伝習館で保管されている。以下に奉納物の概要を報告する。

##### (1) 太刀

刀身の長さ56cm、柄を含めた長さは74cmを計る。柄には墨書きで「奉納 金屋子大明神御寶前 櫻井多四郎」とあり、田儀櫻井家中興の英主と言われた10代目の多四郎直敬によるものとみられる。



写真34 太刀

#### (2) 蕉刀

全長233cmで、刀身の長さ46.5cm、柄の長さ186.5cmを計る。銘や年号などの記載は見られない。

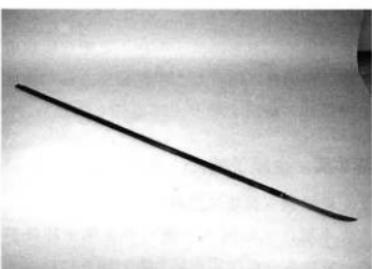


写真35 蕉刀

#### (3) 弓

長さ206.5cmを計り、弦は残存していない。全体に藤が巻きつけてあり、銘などの確認はできない。

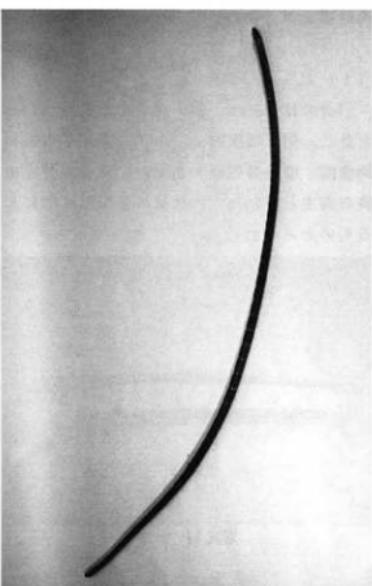


写真36 弓

#### (4) 十字槍

槍先のみが残存する。長さ50.5cm、幅22.5cmを計る。銘などの記載はない。

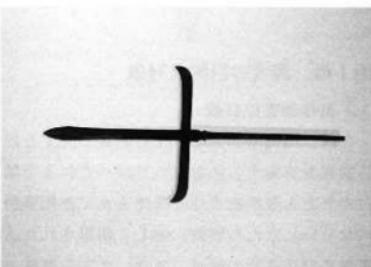


写真37 十字槍

#### (5) 鐙太鼓

胴長52cm、最大径61cmを計る。胴部に「奉  
獻 櫻井十一世運右衛門直順 弘化四(1847)  
年」の刻書銘が見られることから、11代直順  
が奉納したものとみられる。他の奉納品とは  
異なり、金屋子神社の祭礼に使用されること  
から、神社の拝殿に保管されている。



写真38 鐙太鼓

#### 2. 奉納物（その他）

今回の調査で、金屋子神社の本殿内に、鉄  
製亀の像2体と鉄棒1個を確認することができた。

鉄製亀のうち、1体は鋳型で製作されたも  
のとみられ、頭と足、甲羅、尻尾がすべて一

体に成形されている。目や足の指、甲羅の模様などが細かく表現されており、足の周縁部には鋳型に流し込んだ時にできるバリがそのまま残されている。頭から尻尾までの長さ22.5cm、最大幅15.4cm、高さ4.2cmを計る。

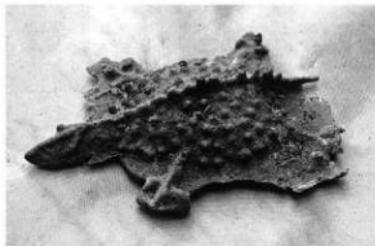


写真39 鉄製龜1

もう1体の鉄製龜は、ほぼ正方形の鉄塊に頭、足を棒状に表現して取りつけてある。また、甲羅や尻尾を表現するために、楔状の鉄片が打ち込んである。前述の龜に比べ、簡素な作りとなっており、頭から尻尾までの長さ16.7cm、幅11.7cm、高さ3.6cmを計り、一回り小さい。



写真40 鉄製龜2

鉄棒は、長さ30.3cm、最大径8.9cmを計り、断面が三角形を示す。鉄棒の一部にはバリが付着しており、かなりの重量を持つ。

以上の奉納物は、操業の安全と繁栄を願った縁起物として奉納されたものと見られ、例えば他の金屋子神社においては、初花と呼ぶ最初の銭（ずく）を奉納したり、鉄製の燐台や鳥居を奉納する事例がみられる。



写真41 鉄棒

### 第3節 民俗資料館収蔵資料

#### 1. 慈眼寺で使用された鉄製品

慈眼寺は、奥田儀本郷に所在した臨済宗の寺で、昭和60（1985）年頃に解体撤去されている。天保6（1835）年に改築されたといわれ、民俗資料館には当時の改築に使用され、櫻井家で製造されたといわれる釘類や金具類が残されているので、以下に紹介する。

##### （1）釘・釘抜き

釘は23本を数え、釘抜きは1点残されている。釘抜きは長さ27cmを計り、釘はその長さから大きく分けて4つに分類できる。

- ①長さ20.5cmから22.5cmの釘（3本）
  - ②長さ13.5cmから16.5cmの釘（10本）
  - ③長さ 9.5cmから11.5cmの釘（5本）
  - ④長さ 4.5cmから 5.0cmの釘（5本）
- 以上のうち、④は屋根釘とみられる。

##### （2）かすがい

かすがいは、6本を数え、長さから2つに分類できる。

- ①幅27.5cmから29.5cmのかすがい（3本）
- ②幅11.5cmから13.0cmのかすがい（3本）

##### （3）かんぬき金具類

金具類は、受け金3本（長さ12cmのもの1本、10cmのもの2本）、手管2本（直径8cm

のもの1本、直径4cmのもの1本)、繋ぎ金2本(長さ23cm)、繋ぎ金の座金1枚(4cm×6cm)が残されている。

#### (4) 額受け金具類

額受け金具類は、L字型の額受けの大きいものが1本(16cm×8cm)、小さいものが2本(7.5cm×4.5cm)と、菱形の飾り金具の大きいものが2枚(5.3cm×11cm)、小さいものが2枚(4.5cm×9cm)が残されている。

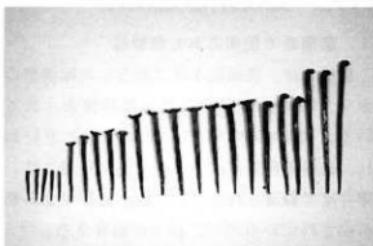


写真42 釘頭(左の5本が屋根釘)



写真43 釘抜き

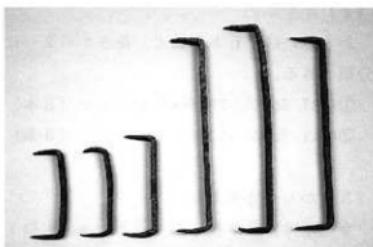


写真44 かすがい



写真45 かんぬき金具類

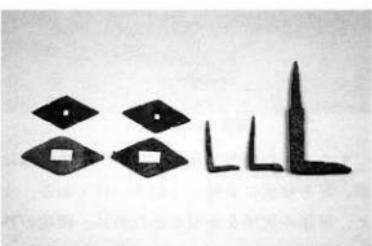


写真46 額受け金具類

#### 2. 櫻井家関係資料

民俗資料館の保管資料は、宮木地区でみられた生活資料がほぼ大半を占めるが、中には櫻井家に直接関わるものも保管されているので、以下に確認されたものを紹介する。

##### (1) 書類箱

幅29.6cm、奥行き42cm、高さ30cmの檜製の書類箱で、箱には墨書きで「櫻井多四郎敬重」の名前と「文政十亥歳 大工太助作」と製作年と製作作者名が記されている。また、引き出しには櫻の焼き印がみられる。

##### (2) 行灯台

行灯台は2基残されており、いずれも6角形の円錐状の形態を示す。底面直径33.5cm、上面直径16.5cm、高さ41cmを計り、1基には墨書きで「為忠正院仁譽義貞直敬居士 施主櫻井運右衛門母」と記され、もう1基には「為

忠正院仁善義貴直敬居士 施主櫻井運右衛門」と記される。これらは、宮本史跡保存会の人によれば、智光院に元々あったものという。

### (3) その他

資料館には、かつて農作業に使用された千齒抜きが保管されている。千齒抜きは、鳥取県倉吉で生産されたものが全国的に名が知られ、全国各地に残っているが、島根県では大原郡木次町で生産された千齒抜きが有名であった。ところで、ここ多伎町でも千齒抜きがかなり生産されていたことが、田儀村誌に報告されている<sup>(2)</sup>。資料館に保管されている千齒抜きは2台あり、他に齒の一部が残されているが、いずれも調査の結果、倉吉千齒であることがわかった。今後の調査により、多伎町で生産された千齒抜きが発見されることを期待するものである。

千齒抜きのうち1台は、齒が19本あり、齒



写真47 書類箱



写真48 行灯台1



写真49 行灯台2

が1本ずつ独立して台木に固定されている。もう1台は、齒が23本あり、1枚の鉄板から齒が作り出されているものである。

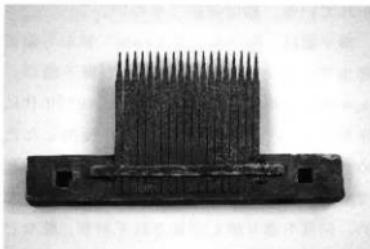


写真50 千齒抜き1



写真51 千齒抜き2

## 第4節 多伎芸神社・智光院に残る資料

### 1. 多伎芸神社に残る資料

多伎芸神社は、『出雲国風土記』や『延喜式』に、その名前が見られ、奉納物が多く残る神社である。

この神社にも、櫻井家から寄進された資料が2点あり、一つは神輿、もう一つは獅子頭が保管されている。

神輿は、6代目の甚三郎順之が明和8(1771)年の遷宮に際して寄進した記録が残るもので、神輿の一辺が87cm、高さは118cmを計る。

神輿は黒漆や朱で塗られ、屋根には巴紋が描かれている。銘は確認できない。

獅子頭は、幅40cm、長さ44cm、頸から頭頂部までの高さ23cmを計る。この獅子頭は、元々金屋子神社にあったもので、1970年代に保管してあった蔵が火災により焼失したため、多伎芸神社に移されたものである。現在でも金屋子神社の祭礼時には使用されるため、何度も塗り直しが施されており、銘などの記載は確認できない。



写真52 神輿



写真53 獅子頭

### 2. 智光院に残る資料

田儀櫻井家が菩提寺として官本地区に勧請した智光院には、先祖供養のため使用された仮具や陶磁器類が残されている。以下に今回の調査で確認できた資料を報告する。

#### (1) 鏡子 (Kinsu)

鏡子は、2点が残されているが、1点は最大径35.5cm、高さ29.5cmを計り、口縁部外面には施主名と年号の陰刻が見られる。それによると、当初安永2(1773)年に「櫻井甚三郎朋永」が施主であったことが記されているが、これはおそらく6代目の甚三郎順之のことではないかと思われる。また、この鏡子は、文政7(1824)年に「櫻井敬重」により鋳直されていることも記されているが、これもおそらく10代目の多四郎直敬のことではないかと思われる。

また、もう1点の鏡子は、径22cm、高さ15.7cmを計り、前者に比べ一回り小さいものである。施主名や年号などの記載はみられない。

#### (2) 銅鏡 (Yōうはち)

径が36cm、高さ9.4cmを計り、縁部には年号と施主名が陰刻されており、「文政9(1826)年」と「櫻井敬重」の年号と施主名

が見られる。これも、磬子同様に、10代多四郎直敬を指すと思われる。



写真 54 磬子 1



写真 55 磬子 2



写真 56 銚鼓

「寛延3(1750)年」とあり、おそらく5代目の宗兵衛清矩ではないかと思われる。また、製作者は「京大佛住 西村左近宗春」と刻まれている。

伏鉢は、口径20.7cm、高さ7.2cmで、長さ2.1cmの足を3本有している。これにも口縁部に施主名と年号、及び製作者名が陰刻されているが、施主名は「古志善吉」とのみ記されている。年号が「宝曆3(1753)年」とあることから、鉢鼓同様に、5代目の宗兵衛清矩ではないかと思われる。また、製作者も鉢鼓と同じ製作者である。



写真 57 鉢鼓



写真 58 伏鉢

#### (4) 陶磁器類

智光院には、仏具の他に陶磁器類がかなり残されている。染め付けが施された急須や茶碗、ふた、鉢などの食器が大半であることから、法事や葬式などの際に使用されたものと思われる。

##### (3) 鉢鼓 (しょうこ)・伏鉢 (ふせがね)

鉢鼓は口径が28.5cm、高さ8cmを計り、口縁部分に施主名と年号、製作者名が陰刻されている。施主名は「櫻井惣兵衛」、年号は



写真59 陶磁器類

## 第5節 金屋子神信仰について

金屋子神は、たたらや鍛冶、鋳物などに従事する人々の守護神として信仰されてきた神で、能義郡広瀬町西比田の金屋子神社を總本社とする。近世後半に、たたら製鉄が盛んになるのに併せ、中国山地を中心として急速にその信仰圏を広めた。多伎町においても宮本地区に金屋子神社が鎮座するなど、その信仰がかつてあったことを確認することができるが、この地からたたら製鉄が絶えて久しいことから、信仰習俗も廃れてしまっている。こうしたことから、ここでは現状で収集できる断片的な情報を、記録しておくことにする。

### 1. 金屋子神社の祭礼

現在、金屋子神社は宮本地区にのみ残るが、このほかにかつて町内では、越堂たらに金屋子神社があったことが知られている。

越堂たらの金屋子神社については、詳細が不明であるため、ここでは宮本地区の金屋子神社の祭礼について以下に記す。

宮本史跡保存会によれば、金屋子神社の祭礼は、昭和38(1963)年頃を境に中止されたが、平成6年の宮本史跡保存会結成と同時に再開されたという。祭日は、5月5日であるが、これは以前の祭日に合わせたものであるという。現在は、金屋子神社での神事祭典のほか、獅子舞やイベント(バーベキュー)などが保存会により行われるが、昭和20年代ま

では獅子舞の他に、神楽や演芸なども行われていたという。当時、獅子舞は神社から宮本地区を練り歩いて、また神社に帰ることをしており、獅子舞に5~6人、囃子に4人程度、鼻高面をつけた天狗が1人の構成であったという。さらに遡った戦前には、相撲や花馬(ハナンバ: 神事花)も行われていたという。

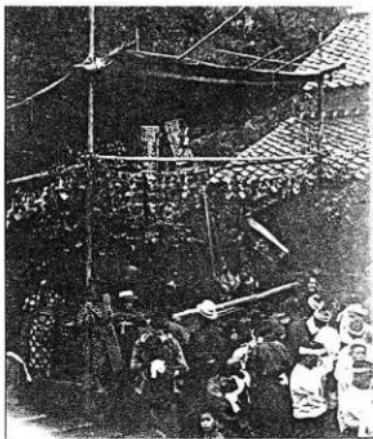
以上の事項は、地元に残された写真により確認することができるほか、『田儀櫻井家文書』の中の『金屋子神祭禮手配』(明治11(1878)年5月)によっても確認することができる。

これを見ると、寄付者名をはじめ、祭礼における役割や準備物、献立などが記載されているが、「神樂方」「棧敷」に関わる役割と献立の記述が多く見られることから、神楽が行われていたことを確認することができる。ただし、この記録を見る限りでは、祭日は6月5日ではなかったかと思われる。

### 2. 多伎町内に残る信仰の痕跡

今回の調査では、町内に残るたたら製鉄遺

写真60 金屋子神社祭礼の花馬<sup>[13]</sup>

写真61 金屋子神社神楽の様子<sup>(4)</sup>

跡の分布調査にも一部同行し、現地に金屋子信仰の痕跡が残っているのかどうか、確認を行った。

このうち、聖谷たたら跡では、厨子が置かれた平坦面があり、この厨子には、かつて5代目の櫻井宗兵衛による地蔵が置かれていた。厨子の後ろには椿の古木がそびえていたことから、附近には金屋子神が祀られていた可能性を指摘することができる。

金屋子神は、その降臨譚に、白鷺に乗って桂の木に降ったことが知られており、これまで桂の木が神木にみなされてきた。ところが、石見の大和村内の製鉄遺跡を調査した唐渕由美子によると、神木の多くが椿の木であったことを指摘し、石見地城は異なる様相を示す可能性を示唆した<sup>(5)</sup>。こうしたことから、石見地城に接する多伎町においても、神木については検討する必要があり、聖谷たたら跡についても、注意を要する。

また、道ヶ崎たたら跡では、最も標高の高い場所に平坦面が残り、ここに杉とタブの古木がそびえている。安来市ほか5町村で構成される「鉄の道文化圏推進協議会」で実施さ

れた金屋子神信仰の調査では、神木に桂の木が選ばれている事例が少ないことが報告されている<sup>(6)</sup>。神木の樹種の傾向によっては、道ヶ崎たたら跡でも、金屋子神が祀られていた可能性を指摘することができる。

今回、一部のたたら跡のみの調査であったが、現状からみると、他のたたら跡にも金屋子神が祀られていた痕跡を確認できる可能性があり、今後の調査に期待するものである。

参考までに、宮本地区に残る金屋子神社には、桂の木は存在せず、櫻や椎の古木が見られる。

## 第6節 加賀谷たたらについて

佐田町一蓮田に所在する加賀谷たたら跡は、多伎町と隣接した場所に位置し、田儀櫻井家により経営されていたことが知られている。今回の調査にあたり、土地所有者の御厚意により金屋子神信仰に関する資料を実見する機会が得られたので、以下にその資料を報告しておく。

当地には、現在でも金屋子神社が存在し、土地所有者により管理され、毎年4月1日前後の日曜日に地元の人々によって祭りが行われる。元々は旧暦3月3日が祭日であり、明治期にたたらの操業が終わってからも続けられていたが、第二次世界大戦中に中断した。現在行われている祭りは、近年になって復活したものであるという。今回の調査で実見した資料は、こうした祭礼に関わるものがほとんどであった。

### (1) 檜

檜の大きい方は、縦402cm、横63cmを計る。「奉寄進金屋子神」と染め抜かれ、「安政五年戊午三月三日」の年号と「鉄穴頭多助」「山子頭源重」という2名の寄進者名が記されている。

小さい方の幟は、縦140.5cm、横31.7cmを計り、「奉寄進」という文字の他に鶴と亀の絵が描かれている。他に「嘉永二年」の年号と「猪藏」という寄進者名が記されている。

#### (2) 大幣

長さ113.5cm、幅4cmを計り、幣串の表面には「奉寄進順主炭焚榮七」、裏面には「干時文久貳年壬戌四月二十四日」の墨書がみられる。



幟(大)

#### (3) 五色幣

長さ73.3cm、幅3cmを計り、幣串の表面には「奉獻五色御幣一本村下良吉」、裏面には「嘉永二年酉三月三日」の墨書がみられる。

#### (4) 数珠玉

木製の数珠玉が残っており、写真からの数珠の寸法は、長さ5.5cm、最大径6cmを計る。胴部には「世話人山内中頃坂根氏」の陰刻がある。数珠の形態から、多人数が輪になつて数珠を繰り送る数珠繰り念佛に使用された。



幟(小)



大幣(表)



写真 63



五色帶(表)



写真 64



写真 65 数珠玉

## 第7節　まとめと課題

今回の調査では、たたらや鍛冶の操業で使用された道具や金屋子神信仰の習俗など、操業当時の実態を示す核心的な資料を得ることができなかつたのは、大変残念なことであつた。たたら製鉄が途絶えて、すでに1世紀以上の歳月を経ており、こうした時代の経過は、廃棄されやすい性格を持つ民俗資料にとっては、大きな影響を受ける。今後は、現存する資料の適切な保管と、最大限の活用が図られる取り組みが必要であると考える。

また、宮本史跡保存会と町内の篤志家の努力により、宮本地区で営まれた生活に関する

資料と、町内で使用された鉄製品が収集され、民俗資料館において保管されている。残念ながらこれらの資料については、1点ごとにカードが作成されていないため、使用年代や使用場所、使用目的や使用機会など、不明なものが多い。今後、資料の整理が図られ、適切に保管されるとともに、十分に活用されることを期待するものである。

### 【註】

- (1) 篇額には「御杖代兼岡造出雲宿祢全孝蘿書〔花押〕」とあり、文久2(1862)年の年号が見られる。
- (2) 多伎村『田舎村誌』p. 180、多伎村役場、1961年。
- (3)、(4) 多伎町教育委員会蔵
- (5) 唐沢由美子「人和村の製鉄遺跡」『島根考古学会誌第12集』島根考古学会、1995年。
- (6) 鉄の道文化圏推進協議会『金星子神信仰の基礎的研究』2004年。





## 第8章 石造物からみた田儀櫻井家

松尾充晶

### はじめに

#### 1. 調査の目的

石造物とは、文字通り石で造られた構造物である。具体的には社寺に奉納された灯籠や唐獅子、墓地に造立された墓塔や地蔵などを指す。中近世以降の專業石工によって製作されたこれらの製品は規格性が高く、技術や意匠が連続的な脈絡ある変化を示す。したがって考古学的手法による解析が可能な、有効な考古資料といえる。また、大半の石造物には個人名や紀年銘が残されている点が重要である。奉納者や故人が特定でき、さらにその造立年や没年の年号が把握できることから、その歴史資料としての価値は極めて高い。さらに、腐らないという石の特性と、後世まで丁重に管理されているケースが多い、という保存性の良さも、史料価値を高める一因である。

さて、田儀櫻井家とその本拠地である宮本鍛冶屋跡について考える場合、遺跡としての情報はかなり限られている。現地に残るのは建物の地割りである石垣のみであり、上部構造である建物は社寺を除いて全く現存していない。田儀櫻井家の邸宅はもちろん、鍛冶作業場や山内集落についても、発掘調査をおこなわない限り機能や時期的変遷を知るすべは無い。石造物資料の調査はこうした資料の制約がある遺跡調査を補完し、遺跡を時間軸と空間軸のなかで総合的にとらえることを目的としている。なお、このような視座による石造物調査の有効性は、当遺跡と同様に産業遺跡である石見銀山遺跡でも確かめられている。

今回おこなった田儀櫻井家に関する石造物調査の目的は、現在見る遺跡景観の形成過程、

山内における従事者の人口消長や階層構造、社寺などへの寄進活動の動態、石造物生産地との経済活動のありかた等の解明である。幸いにして田儀櫻井家については、文献史料からある程度の沿革や経営の盛衰、生産活動の内容などが明らかになっている。また、建造物調査により金屋子神社や智光院の造替年なども推定可能である。これらの成果と相互に検討しつつ、遺跡を総合的な観点からとらえるための材料を提供したい。

#### 2. 調査の対象

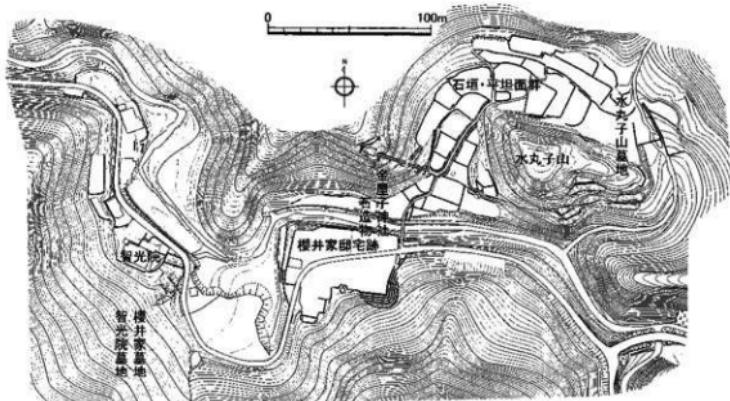
今回調査の対象としたのは以下のとおりである。

- ①櫻井家墓地（歴代当主と一族の墓塔27基）
- ②智光院墓地（山内従事者の墓塔93基）
- ③水丸子山墓地（山内従事者の墓塔77基）
- ④智光院奉納物（灯籠など）
- ⑤金屋子神社奉納物（灯籠、唐獅子、鳥居など）
- ⑥聖谷たら跡地蔵（4代当主が造立した地蔵龕）

上記以外の関連資料として、多伎町口田儀に鎮座する多伎藝神社にも田儀櫻井家が奉納した鳥居と灯籠がある。また、広島県比婆郡高野町の本誓寺墓地は、田儀櫻井家の本家である仁多（可部屋）櫻井家の初期（初代～4代当主）位牌寺である。ここには田儀櫻井家創業期の当主2代（三郎左衛門直重、幸左衛門直春）の五輪塔が残されている。さらに仁多町上阿井には仁多櫻井家5代当主以降の墓地がある。本稿ではこれらの関連資料も含めて扱うこととする。

#### 3. 調査の方法と経過

一般的に石造物の調査方法は、所在地点の



第11図 宮本地区の石造物位置図(1/3,000)

記録（配置図の作成）、銘文の記録、実測図作成、石材の記録、写真撮影などの内容でおこなわれる。また必要に応じて拓本の作成などもおこなう。本来は全ての資料についてこのような各種記録を網羅することが望ましいが、物理的な条件から制約がある。したがって、今回は資料の重要度によっては簡単な記録方法をとった。例えば山内従事者の集団墓地である智光院墓地、水丸子山墓地の墓塔は基本的に角塔で形態に特徴が乏しいことから、銘文記録と法量の採寸、おおまかな形状分類のみをおこなった。一方、櫻井家墓地、金屋子神社奉納物、聖谷たたら跡地蔵などは田儀櫻井家との関わりが直接的であり、特に重要性が高いことから、全資料実測図の作成、石材の鑑定、写真撮影をおこなっている。

宮本鍛冶屋跡での調査は平成15(2003)年12月から平成16(2004)年5月にかけておこなった。現地での実測作業では宮本徳昭氏、湯川登氏、岩谷和樹氏、松尾澄美氏に多大なご協力をいただいた。また、聖谷たたら跡の踏査では佐々木幸男氏、智恵子氏ご夫妻にご協力いただいた。記して深謝申し上げる。なお筆者は平成15年2月より、本事業とは無関係に宮本地区の石造物について調査をおこ

なっていたため、本稿ではその成果を含めて報告する。

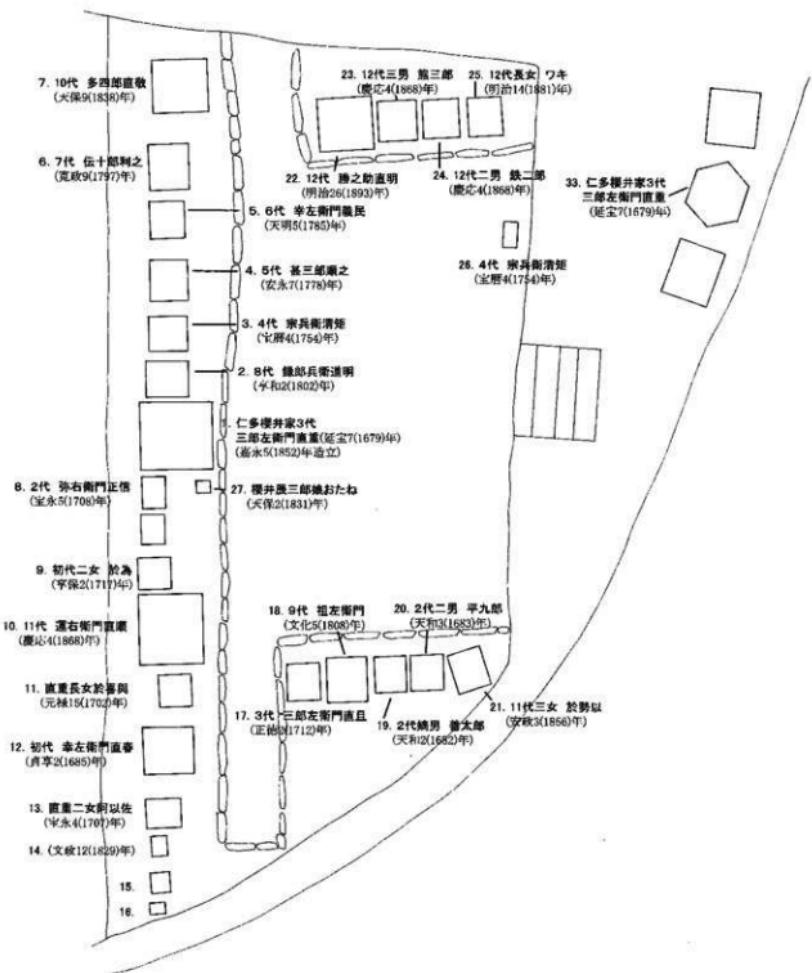
## 第1節 櫻井家墓地

### 1. 立地と配置について

宮本川沿いに遺跡に入ると、最初に視界に入ってくるのが櫻井家累代の墓塔27基が並んだこの墓地である。智光院境内の東側には100基の墓塔が群をなす智光院墓地があり、ひな壇状に組まれた石垣のうちの最下段が櫻井家墓地である。山内に通じる細道に面し、眼下には宮本川を見下ろす。

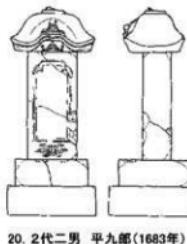
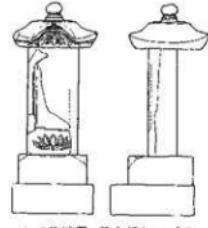
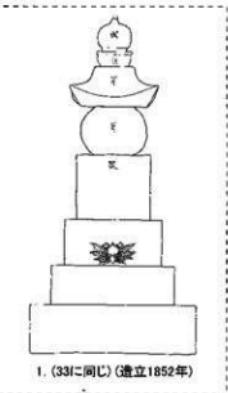
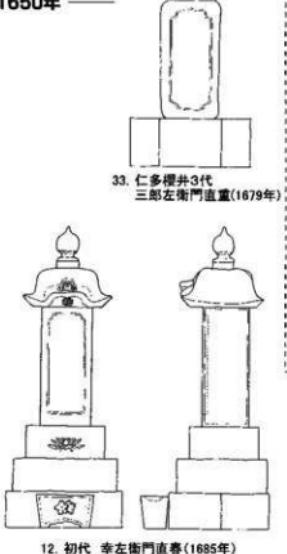
墓域は横幅12.6m、奥行き5.7mの平坦面で、コの字形に墓塔が隙間無く配置されている（第12図）。正面列中央でひと際大きく目立つ五輪塔が、奥田儀の地で製鉄業を起こした儀櫻井家の祖とされる櫻井三郎左衛門直重の供養塔である。延宝7(1679)年に没したこの三郎左衛門直重から、明治26(1893)年に没した12代洪造直明までの歴代当主、さらにその子女などの墓塔から墓地は構成されている。配置に年代順などの規則性は全く認められず、幕末以降に整備され再配列されたものと考えられる。第13～15図に、実測図を没年順に並べて示した。



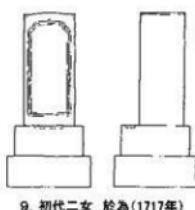
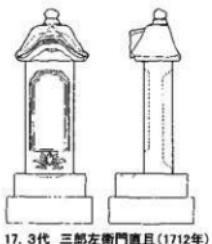
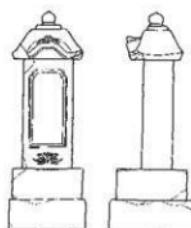
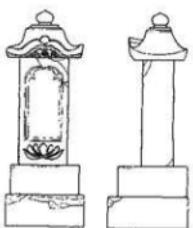
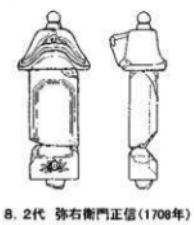


第12図 櫻井家墓地墓塔配置図

1650年 —



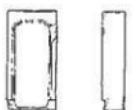
1700年 —



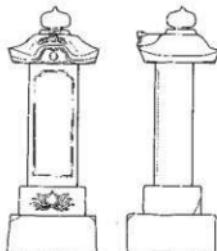
第13図 櫻井家墓地 年代順墓塔実測図① (1/30)



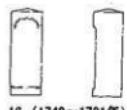
1750年 ——



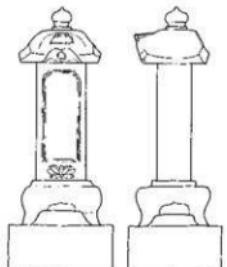
26. 4代 奈兵衛清矩(1754年)



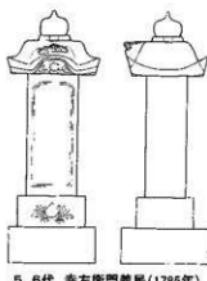
3. (26に同じ)



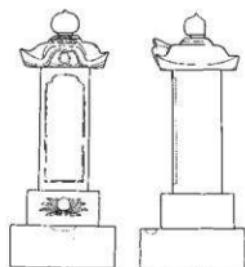
16. (1749~1781年)



4. 5代 基三郎頼之(1778年)



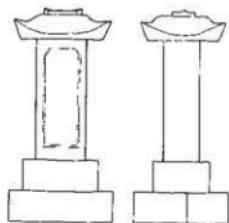
5. 6代 幸左衛門義民(1785年)



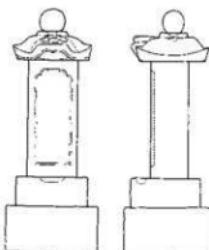
6. 7代 長十郎利之(1797年)



1800年 ——



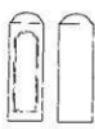
18. 9代 祖左衛門(1808年)



2. 8代 錄郎兵衛道明(1802年)

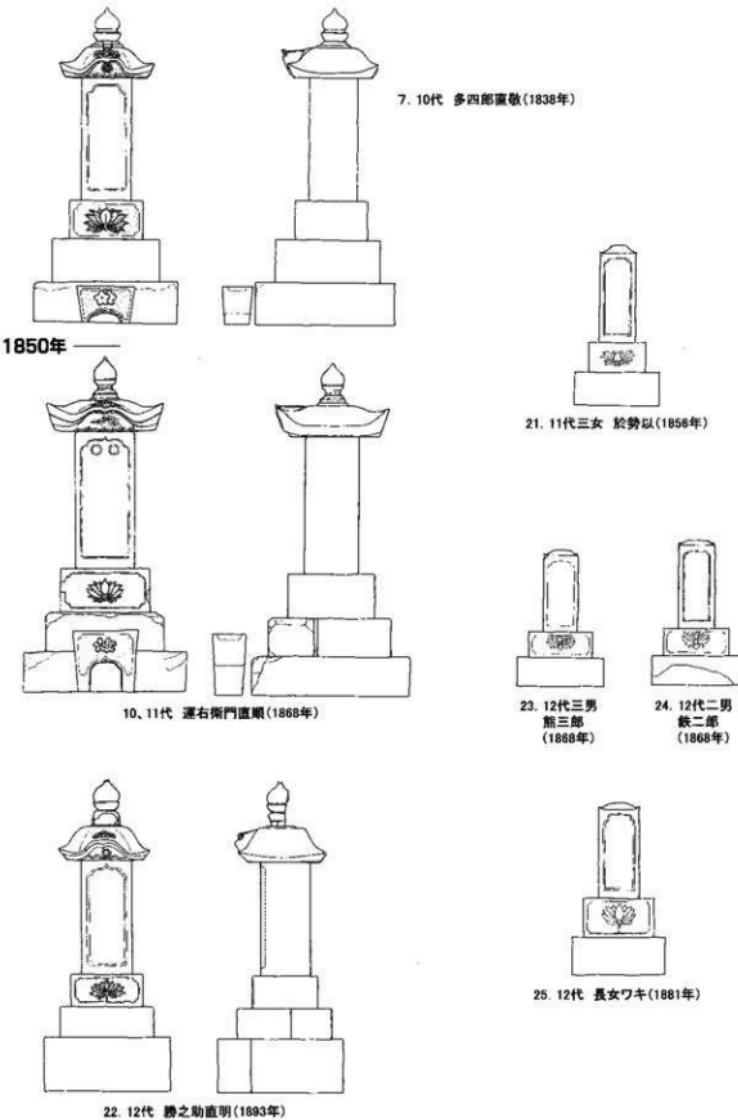


14. (1829)



27. 櫻井辰三郎おおたね  
(1831年)

第14図 櫻井家墓地 年代順墓塔実測図② (1/30)



第15図 櫻井家墓地 年代順墓塔実測図③ (1/30)



## 2. 創業期の墓塔(17世紀後半)

櫻井家墓地の墓塔について、以下時期を追って特徴と問題点を述べる。なお、文中の数字は資料番号で、配置図や一覧表と対応している。

櫻井家墓地に立つ墓塔のうち、最も古く没したのは三郎左衛門直重のものである。寛永年間にこの奥田儀の地で製鉄業を開いた人物であり、開発の祖と目される。系譜では、これを田儀櫻井家の初代にあてる見方と、その嫡子である幸左衛門直春を初代とする見方とが両者みられるようである。本書では統一をはかるため幸左衛門直春を初代として扱うが、その墓塔には「二世櫻井幸左衛門直春」と銘文があり、三郎左衛門直重を祖とする認識のもとで造立されている点を指摘しておく。

さて、三郎左衛門直重は本家である仁多櫻井家の3代当主でもあり、晩年は上阿井に戻って延宝7(1679)年に没している。その墓塔は櫻井家墓地の中央に置かれた1の花崗岩製五輪塔である。周囲の笠付角塔より一回り高く目立ち、墓地の中心という印象をあたえるが、立てられたのは没後直後ではない。1の五輪塔は没後170年余り経た寛永5(1852)年に、11代当主の運右衛門直順が追善供養として造立したことが銘文に記されている。後述するように、社寺の造替や墓地の整備などの事業を数多くおこなった運右衛門直順が、田儀櫻井家の祖として顕彰供養したものである。

この五輪塔とは別に、櫻井家墓地の区画外にも三郎左衛門直重の墓塔がある。33の花崗岩製円塔がそれで、六角形の台石にのっている。これには没年と俗名、戒名のみが記されており、1の五輪塔に記された「常福院」の院号が無いなどの相違点がある。これがいつ立てられたものかは判然としないが、運右衛

門直順が1の五輪塔を造立する以前、古い段階の供養塔であったとみられる。現在は櫻井家墓地の域外に移され、智光院僧侶の無縫塔と並べ置かれているため存在が注意されないが、三郎左衛門直重の本来の墓塔であり重要な点である。

同人の嫡子で初代当主とされる、幸左衛門直春の墓塔は12の笠付角塔である。これも没後相当の時間が経過したのち、後裔により造立された可能性がある。その根柢のひとつとして笠付角塔の塔身断面形の変化があげられる。第13~15図に示したように、18世紀初頭以前の角塔の身厚(奥行き)は身幅(横幅)に対して非常に薄く、18世紀半ばから次第に増して最終的には奥行きが幅と同じ、断面正方形へと変化していく。この点で12の笠付角塔は貞享2(1685)年のものとしては不似合いである。このほかにも造立年代が新しい根柢として、10代、11代当主だけにある桜花の陽刻された水受けがあること、2代~9代当主の墓塔と比較して隔絶して規模が大きいことなども指摘できる。上記の点からみて、初代幸左衛門直春の墓塔も先代と同様、後世(19世紀中頃か)に供養塔として建立された可能性が高い。

## 3. 高野町本誓寺墓地の五輪塔

田儀櫻井家創業期の当主である三郎左衛門直重と幸左衛門直春の本来の埋葬墓塔は、広島県比婆郡高野町の本誓寺墓地に立てられている。

そもそも仁多櫻井家(本家)は戦国武将である塙團右衛門直之を初代とする。大坂夏の陣で初代が討死したのち、2代平兵衛直胤は母方の姓である櫻井を名乗り、広島の福島正則に仕官した。福島家改易後、浪人となった平兵衛直胤は広島の郊外可部郷に移り住み、その後、備後国恵蔵郡新市宿(現広島県比婆

郡高野町)に移り製鉄業を営んだ。

仁多櫻井3代三郎左衛門直重が大貫絆を超えた出雲領の仁多郡上阿井村呑谷に移り、本格的な鉄山業を営むようになっても、櫻井家の菩提寺は高野町の本誓寺であった。この地や本誓寺との関係は深く維持されていたようである<sup>(1)</sup>。中興をなしたとされる5代源兵衛利吉が仁多郡上阿井村内谷に居を移し、同所屋敷近くに墓地を営む18世紀前葉以前、すなわち仁多櫻井家の2代から4代までの位牌は高野町の本誓寺にあり、同寺の墓地に墓も残されている。

したがって3代当主である三郎左衛門直重は奥田儀の地で製鉄業を創業したが、仁多郡上阿井村に帰って没し、高野町本誓寺墓地に葬られている。さらに、奥田儀での鉄山を継いだ田儀櫻井家初代幸左衛門直春も、貞享2(1685)年に没した後に本家の墓地である本誓寺墓地に葬られている。以上のような経緯から、創業期の2代にわたる当主の埋葬墓は奥田儀ではなく、広島県の高野町にある本誓寺墓地に残されている。

本誓寺墓地には、承応元(1652)年没の2代平兵衛直胤から、享保2(1717)年没の4代勘左衛門直義まで、当主と一緒に墓塔18基が建てられている(写真66)。このうち、造立の古い前列右側の5基(2代当主、同人妻、3代当主、同人妻、田儀櫻井家初代夫妻)の墓塔は五輪塔である。3代三郎左衛門直重の五輪塔は高さ106cm(台石含む)、地輪に刻まれた銘文は(正面)念善宗専信士 延宝七年三月十四日(左面)俗名櫻井三郎左衛門とある。また、3代の嫡子で田儀櫻井家初代である幸左衛門直春の五輪塔は高さ128cm、夫妻併墓である。銘文は(正面)宝善願求信士 光善時求善尼(右面)貞享二年七月二十九日 俗名櫻井幸左衛門(左面)宝永三天 五月十三日同人妻と刻まれ

る。

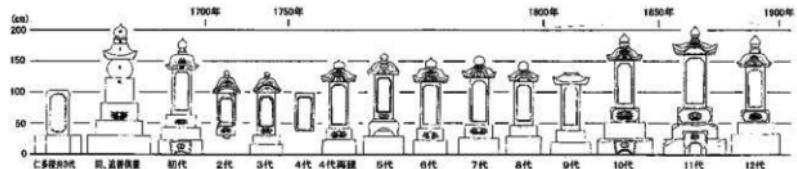
上記2基の墓塔が仁多櫻井家の菩提寺である本誓寺墓地にあることは、創業期における田儀櫻井家の位置づけを考える上で興味深い。つまり、奥田儀における鉄山業は藩命による開発・経営拡大の出先のひとつであり、あくまで本拠は仁多上阿井村におかれているという認識を読み取れる。これは分家として独立し、奥田儀での製鉄を相続した初代幸左衛門直春においても、変わらずに継承されていたと推察されよう。

なお、本誓寺墓地の調査に関しては同寺副住職小川益丸氏の全面的なご協力をいただいた。

#### 4. 発展期の墓塔(17世紀末~18世紀後葉)

2代弥右衛門正信から5代甚三郎順之にいたる1680~1770年代は、田儀櫻井家の製鉄業経営が拡大し、発展していく時期と評価される(本書第3章参照)。この時期の当主は奥田儀官本に居をかまえ、当地で亡くなっている。仁多町上阿井や高野町にも彼らの墓は無く、この官本に残る墓塔が当初からのものとみられる。形態はいずれも笠付角塔で、2~4代の墓塔規模は小さい部類に入る。

2代弥右衛門正信の墓塔は8の笠付角塔で、現在は倒壊し塔身部分で2つに折損している。また、3代三郎左衛門直且の墓塔は17の笠付角塔である。この両者の墓塔は台石を除いた塔身~笠の高さが100cm前後と、当主の墓としては規模が極めて小さい。近い時期に亡くなった当主の子女と比較しても、20の2代正信二男平九郎、13の直重二女などとほぼ同サイズである(第13図)。一族のなかで当主の墓を他と区別していないことがわかる<sup>(2)</sup>。櫻井家墓地では19世紀以降、当主の笠付角塔が大型化する一方で、子女の墓塔は山内従事者と変わらない小型の角塔に統一されていく。



第16図 田儀櫻井家 当主の墓塔規模比較

このように当主墓塔の隔絶化と明確な分化が進む過程には、地域における経営者としての当主の地位の固定化や、維持して定住することによって次第に培われた氏族としての系譜継承意識の創出が背景にあるのではなかろうか。

さて、注意されるのは4代宗兵衛清矩の墓塔である。3の笠付角塔が正面列に立っているが、これとは別に26の角塔も同じく同人夫婦の墓塔であることが銘文からわかる。26は現在、石列で区画した墓域から一つだけ外れ、墓地の手前右側に独立して置かれている。正面の戒名銘は摩滅が進み、冒頭の「辻」だけが明確に認識できるため、櫻井家墓地が現況のように整備された段階で、標石として扱われて現在の位置に置かれたのではないか。ちなみに26の角塔は下部を欠き、本来は笠に乗っていた可能性がある。すると、4代の当初の墓塔は26で、3の墓塔は後世に再造立された可能性が高い<sup>(1)</sup>。

後述するように、6～9代当主の墓は高さ150cm（台石含む）前後に統一されており、それ以前のものより大きい。4代の墓塔が本来は小型であったとすると、このような大型化の変化は5代の甚三郎順之が契機となったと考えられる。これには経営の拡大、従事者の増加を背景に、相対的に櫻井家当主の経済力、地位の増長があったのであろう。

## 5. 経営難期の墓塔（18世紀末～19世紀初頭）

6代幸左衛門義民から9代祖左衛門に至る

時期は、鉄山経営が難波した苦難の期間である。経営が拡大して山内従事者が増加した一方で、米価の上昇、製品である鉄価格の下落、さらに材料となる素材鉄や炭などの価格高騰、さらにはたたら場の火災焼失などの悪条件が重なり、ついには享和3（1803）年に御主法入りし、鉄方役人の介入のもと仁多（可部屋）櫻井家、田部家の名目下に入ることになった。

この時期の当主は家督相続してから早くに亡くなっている。先代が没してから亡くなるまでの年数は、6代から順に7年、12年、5年、6年である。このように相次いで当主が亡くなつた結果、墓塔の造立間隔も短く、連続して立てられることとなつた。それを反映してか、墓塔の規模は総高150cm前後に集中しており、かなり画一的である<sup>(1)</sup>。この規模は先述のとおり山内従事者の墓塔などと比べ明らかに大きく、立派なものである。5代当主を契機とするこのような隔絶化を継承し、「櫻井家当主の墓の格式」が固定化していくと考えられる。戒名についてみても、5代以前が「〇〇〇〇居士（信士）」であったのに対して、6代と8代が「〇〇院〇〇〇〇居士」、7代が「〇〇〇〇〇〇居士」となつておらず、戒名の格位でも優位性が認められる。多大な借銀を負った経営難という状況下でも、出雲における有力鉄師のひとつといつて田儀櫻井家の自負が垣間見える。

## 6. 全盛期の墓塔（19世紀前葉～19世紀後葉）

9代祖左衛門の代から次第に向上した経営



状態は、10代多四郎直敬、11代運右衛門直順の代で再興され、全盛期を迎える。経営の立て直しだけでなく数々の善行、寸志上納をおこない、藩から郡役人格、下郡役を申し付けられるなど厚い待遇を受けている。また、この時期には社寺への造替や寄進行為をたびたび行い、さらに櫻井家墓地の整備や祖靈供養なども積極的であったことが石造物の調査成果からうかがえる。

墓塔もこの時期には飛躍的に大型化し、総高200cm前後となる。塔身の奥行きが身幅と等しく、断面正方形となって重厚な造りをなす。桜花の陽刻を施した水受が伴うのも特徴である。また、11代運右衛門直順の墓塔は全高205cmあり、同人が造立した三郎左衛門直重の五輪塔とほぼ同規模で、櫻井家墓地中で最大である。これは笠の張り出しが特に大きく、存在感がある。左右両側と背面の計3面にわたって墓碑銘文が刻まれている（第17図）。内容は生前に受けた勲功などが中心であり、没後2年を経た明治3（1870）年に12代勝之助直明（直方）によって造立されたことが記される。

このように、10代、11代の墓塔は製鉄業の盛行を背景に極めて大型化する。鉄師親方の墓としてふさわしい格式であるが、これでさえ仁多櫻井家の当主およびその妻の墓塔（写真67）と比較すれば小さい部類であり、その差は歴然としている。

## 7. 衰退期の墓塔（19世紀末）

11代運右衛門直順の代で安定した田儀櫻井家の製鉄業であったが、明治維新の変動期にこれを相続した12代勝之助直明の代で急速に借入金を増し、明治15（1882）年の山内大火を経て明治21（1888）年にはついに廃業に至る。勝之助直明は奥田儀を去り松江へ移住するが、明治26（1893）年に没した後、墓塔は

奥田儀宮本の櫻井家墓地へ立てられる。

墓塔は墓地の向かって右側列に立つ。10代、11代に次ぐ規模の笠付角塔で、全盛期のものと比べて遜色ない。この右側列には12代勝之助直明と、同人の子女3人の小規模な角塔が並べて配置されている。

## 8. 櫻井家墓地の形成過程

以上、櫻井家墓地の累代墓塔の特徴を、年代を追って概観してきた。それでは、現在見ることのできる櫻井家墓地の景観はどのようにして形成されてきたのか、総括を試みたい。まず、櫻井家の墓地が奥田儀宮本の当地に確實に営まれていることを確認できるのは18世紀初頭の2代当主以降である。17世紀代の初代以前は前述のとおり広島県高野町の本誓寺墓地に葬られている。その後18世紀を通じて19世紀初頭まで、歴代当主の墓塔が相次いで造立されるが、当時の墓地の地点や様相は明らかではない。

最大の画期となったのが、19世紀前半の10代多四郎直敬代と11代運右衛門直順代である。10代が文政4（1821）年に智光院（当初は龜光院）を現佐田町一産田から当地へ移転勅請し、これ以降櫻井家の位牌寺とした。これ以降、11代も医王堂や地蔵堂を建立したほか、灯籠を寄贈して寺域を整備している。この頃、菩提寺と境内の当主墓地という関係が完成したとみられる。ただし、智光院の現本堂が建てられる文政4年以前に、この平坦面がどのような機能をもっていたかは現時点で不明である。したがって、智光院を勅請する以前にも同地点付近に仏寺施設があった可能性も考えられるため、櫻井家墓地の位置自体はそれほど変化していないかもしれない。これについては課題である。

櫻井家墓地が現在のような姿に整備されたのは、11代運右衛門の代であろう。正面列中

央に置かれた三郎左衛門直重の五輪塔は、同人によって嘉永5(1852)年に立てられたものである。これを中心に古い時期の墓塔が再配列されたとみられる。正面列右側の4代～7代の4基を除けば配列に順序や規則性が見られない。このことから没年順に次第に墓塔が立て増されて現在の配列になったとは到底考えがたく、やはり中央に五輪塔が置かれた前後に大規模な改修や再配列がおこなわれたとみられる。11代のうちに、正面列と左側列の配置は完成していたであろう。

12代勝之助直明の代にも手が加わったのは

確実である。11代の墓塔も12代によって造立されており、さらに右側列の12代自身の墓塔と、その子女の角塔も新たに加えられている。これらは11代のおこなった整備によりあらかじめ空闊地を定めてあった可能性もあるう。

以上、櫻井家墓地について考察を加えてきた。創業期から廃業にいたるまで、200余年に及ぶ経営の動態を墓塔から読み取れる本例は極めて貴重な資料である。これを可能にしているのはひとえに保存の良好さであり、維持管理に尽力されている地元有志のご努力のたるものである。

第28表 櫻井家墓地 墓塔一覧表

番号	俗名	和刻	西暦	銘文
20	2代正信二男 幸 九郎	天祐3	1683	(正信)(キタノル)子久好皇子 (右)天祐三年四月六日 (左)俗名平九郎
21	11代清瀬三女 姉 徳以	安政3	1856	(正信)玉光麻耶御女 (右)清瀬三女當才ノ俗名かつい
22	(13代当主) 根井房之助直明	明治26	1893	(正信)根井房之助直明 (右)根井房之助直明 (左)明治十六年癸巳九月二十日
23	12代直明三男 順 三郎	慶應4	1868	(正信)心月耐夏皇子 (右)慶應四年七月二十六日 (左)直明三男順才 順三郎
24	13代直明二男 修 二郎	慶應4	1868	(正信)直義櫻皇子 (右)慶應八年八月十日 (左)直方二男五才ノ俗名修二郎

番号	俗名	和刻	西暦	銘文
25	13代宣明長女 ウ ヰ	明治14	1881	(正信)(キタノル)母大萬智敏衆女 (左)根井房之助宣明長女 ウヰ事 行年十二月
26	(5代当主) 根井房之助清矩 寅人	宝永4 1754	1769	(正信)花(ア)岸□□□ (右)根井房之助(左)寅人 生里四郎子 (左)明和六年五月口
27	根井辰三郎娘	天保2	1831	(正信)紫玉弟尊童女位 (右)天保二年五月二十日 (左)俗名おとみ 五行口
28 31	灯籠			
33	(七多櫻井家3代) 櫻井三経左衛門 同人妻	延宝7 1679	1682	(正信)口口 念宗寺博士 念宗寺博士 (右)根井三郎左衛門 延宝七年三月十四日 (左)天和三癸未五月二十五日



第17図 11代運右衛門直順墓塔 墓碑銘文拓影



写真 66 広島県高野町本誓寺墓地（右から 仁多櫻井家2代、同人妻、同3代 三郎左衛門直重、同人妻、  
田儀櫻井家初代 幸左衛門直春夫妻）



写真 67 仁多の櫻井家墓地



写真 68 櫻井家墓地全景



写真 69 33. 仁多櫻井家3代  
三郎左衛門直重 延宝7(1679)年



写真 70 1. 同左供養塔  
嘉永5(1852)年 造立



写真 71 左:2. 8代 享和2(1802)年  
右:3. 4代 宝曆4(1754)年



写真 72 4. 5代  
安永 7(1778) 年



写真 73 左: 5. 6代 天明 5(1785) 年  
右: 6. 7代 寛政 9(1797) 年



写真 74 7. 10代  
天保 9(1838) 年



写真 75 左: 13. 直重 宝永 4(1707) 年  
右: 12. 初代 貞享 2(1685) 年



写真 76 左から 11. 10. 9  
10. 11代 慶応 4(1868) 年



写真 77 右から順に 17 ~ 21      17. 3代 正徳 2(1712) 年      18. 9代 文化 5(1808) 年



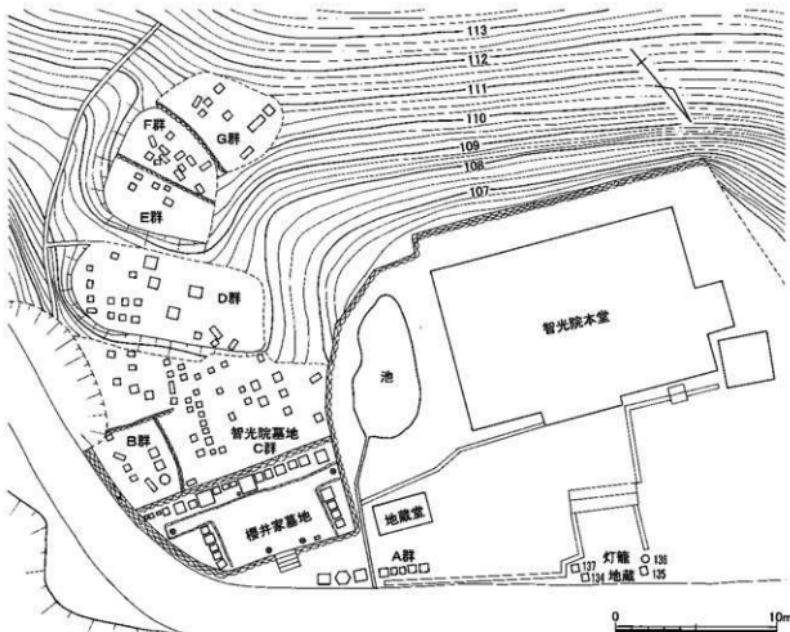
写真 78 左から順に 22 ~ 25      22. 12代 明治 26(1893) 年

## 第2節 智光院墓地と水丸子山墓地

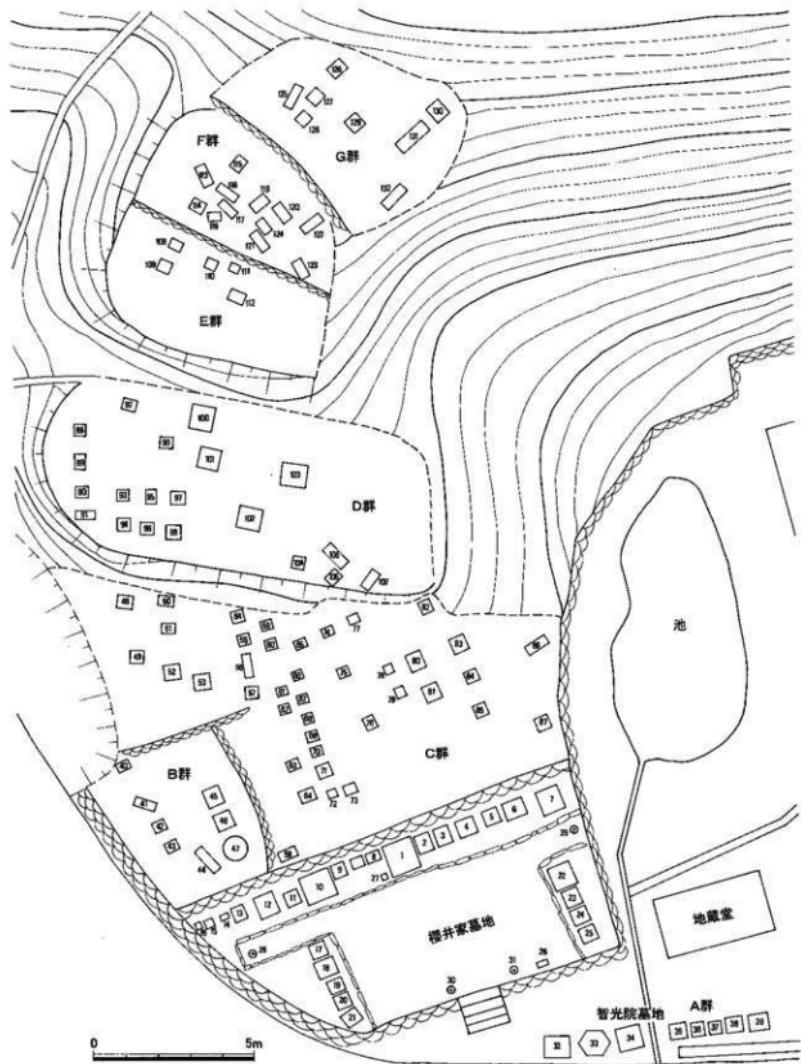
### 1. 山内従事者の集団墓地

智光院墓地と水丸子山墓地は、宮本鍛冶屋の山内に営まれた集団墓地である。前者は93基、後者は77基の墓塔が密集して立ち並ぶ。両者は約300mの距離を隔てて位置し、いざれも宮本川を眼前に見下ろす（第11図）。宮本における山内の墓はこの2箇所の墓地に集約されており、他の地点にはほとんどみられない<sup>(5)</sup>。山内開発当初からの計画的配置の結果とみられる。宮本鍛冶屋跡の現地を訪ねると、限られた遺跡内の空間が極めて合理的に機能分化し、効率的に配置されている印象を受けるが、これには墓地が集中的に集約されていることも一役かっている。

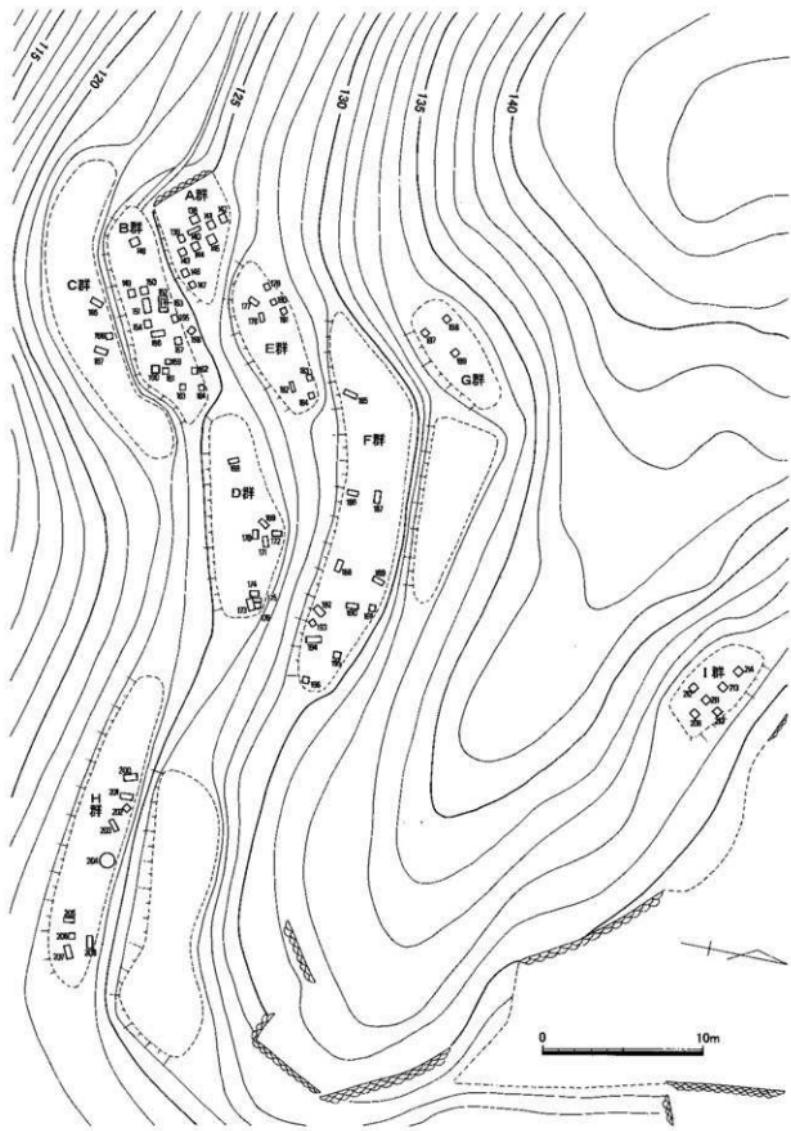
智光院墓地は寺院境内に付随し、整備された石垣平坦面に立地する。一方の水丸子山墓地は川に面した自然地形の急斜面上に立地する。このように立地環境の違いはあるが、両者の時期的消長や墓塔総数、形態などはよく似ており、墓から見る限り取り立てて相違点はみられない。両墓地とも小規模な角塔のみから構成され、新しい五輪塔や笠付角塔若干を除けば、形態や規模にばらつきがみられない。塔身高の平均値が智光院墓地で49.7cm、水丸子山墓地で46.7cmである。櫻井家当主の墓塔が大型化するのに対して、その他の墓はほぼ横一線である。山内従事者のなかでは、墓塔に階層や経済力を反映させる志向は希薄といえる。



第18図 智光院と櫻井家墓地・智光院墓地(1/300)



第19図 櫻井家墓地・智光院墓地 石塔配置図 (1/150)



第20図 水丸子山 石塔配置図(1/300)

第29表 智光院墓地 墓塔一覧表①(僧侶ほか)

番号	名 称 / 形 塔	造立年 西暦	説 文
32	11代法主 順尚和尚 無縫塔		(正面)十一代法主 光靈社得譽上人墓阿 明繼照大和和尚 (右)〔越文〕 (左)十月十五日 生
34	地 焼	1861 文久1	(正面)妙抄音信女 (右)文久元刻藏 (左)為伴娘  (塔身)八世燐蕃比丘口上 人取和尚 口山妙蓮社得譽老山 大比丘 九世法源社得譽上 人海口和尚 (右)八世燐蕃比丘 三世燐蕃比丘 四世燐蕃比丘 五世心空燐蕃比丘 六世受秀燐蕃比丘 七世燐蕃比丘 十世靜智燐蕃和尚
35	無縫塔		(塔身)迎靈社接脣繼問和尚 (右)正一位燐蕃比丘 三世燐蕃比丘 四世燐蕃比丘 五世心空燐蕃比丘 六世受秀燐蕃比丘 七世燐蕃比丘 十世靜智燐蕃和尚
36	無縫塔	1925 大正14 (盛立 頃和8)	(塔身)迎靈社接脣繼問和尚 (右)正一位燐蕃比丘 三世燐蕃比丘 四世燐蕃比丘 五世心空燐蕃比丘 六世受秀燐蕃比丘 七世燐蕃比丘 十世靜智燐蕃和尚
37	角 塔	1869 明治2	(正面)令靈社光榮顯靈法子 (右)明治2己卯年正月十四 日入定 (左)一代法主 得譽上人 口燐也
38	伊秩甲坐守 角塔		(正面)伊秩甲坐守等室
39	角 塔		(正面)智光院門妙萬圓羅尼

第30表 智光院墓地 墓塔一覧表

番号	造年 西暦	形 塔	塔身高像(mm)	基 底	説 文
40	1736 元文1	B	570 230 210		(正面)秀證尼七子妙信女 / 俗 (右)元文元年八月二日 / 初 代大野三郎 / 行年七十九歳卒 延享4年10月12日 / 国吉ワイ エ / 行年八十歳 (左)行年神靈塚某家老人葬辨司 五十三 / 五十五人葬辨司 / 朝霞家二 丁子 / 五十五人葬辨司 / 朝霞家二 丁子 / 行年八十歳 / 俗名將介 / 俗 名將介 / 分靈塚 / 亂塚 / 実生 / 五十五 歳 / 俗名子行年六十
	1747 延享4				
	建立 は	嘉永7			
	1804				
41	1747 延享4	B	540 265 190		(正面)勝抄音信女 / 俗名勝抄 / 俗 (右)延享四年五月 / 俗名 女 / 豊後國行年九月 / 俗 (左)世太郎 / 行年八月 / 行年八十九 歳 / 俗名子行年六十
	1754 宝曆4				
42	1796 宽政5	D	590 220 210		(正面)西行 / 俗名 / 俗名妙信女 / 一蓮 (右)西行 / 宽政五年九月 / 俗 女 / 行年八十歳 / 行年八十九 (左)世太郎 / 宽政六年七月 阿彌陀 / 行年八十六
	1793 天保3				
43	1802 寛和2	D	565 190 180		(正面)正合僧 / 俗名信女 / 合會 (右)正合 / 宽政五年九月 / 俗名 女 / 行年七十歳 / 行年八十九 (左)世太郎 / 宽政六年七月 阿彌陀 / 行年八十三
	1802 宽和2				
44	1845 弘化2	B	510 215 160		(正面)神祇記 / 信 (左)弘化2 / 正月十九日 (右)行年四月 / 行年八十六
45	1855 安政2	B	575 250 230		(正面)妙教信女 (右)安政2二月 / 行年八十 (左)行年八十三 / 常名シカ
46	1874 明治7	B	620 280 255		(正面)施設顛不順 慈母 / 俗名妙抄 (右)明治七年正月 / 行年二十 歳 / 明治十年九月 / 行年十四 (左)明治七年正月 / 行年二十 歳 / 明治十年九月 / 行年十四 (右)明治七年正月 / 行年二十 歳 / 大野忠之 / 俗名
	1881 明治17				
47	1883 明治15	塔	108 430 230		(正面)照 / 十五年三月十七日 / 行 年十八 / 俗名妙抄 (右)明治十五年三月 / 行年十八 歳 / 俗名妙抄 / 俗名妙抄 (左)明治十五年三月 / 行年十八 歳 / 俗名妙抄 / 俗名妙抄
	1902 明治35				
48	1907 明治40	A	500 210 180		(正面)田正子墓 (右)神田正子 / 俗名 / 行年一才 (左)明治四十年五月 / 行年一才
49	1907 明治40	D	510 220 220		(正面)釋迦牟尼佛 (右)明治四十年五月 / 行年一才 九月 / 俗名妙抄 (左)神田義信 / 祖父 / 名義直第一 / 行 年七十五
50	1837 天保6	B	540 260 200		(正面)尼姑妙信女 / 般光辨才子 / 梅 尼姑妙信女 (右)天保九年五月 / 行年一才 九月 / 俗名妙抄 (左)神田義信 / 祖父 / 名義直第一 / 行 年七十五
	1839 大保10				
	1866 明治19				
51	1874 明治7	B	475 225 200		(正面)尼姑妙信女 / 般光辨才子 / 梅 尼姑妙信女 (右)明治七 / 行年二十歳 (左)木村村之妻 / 菊三郎 / 行年ノブ 四人 / 行年名ソウ
52	1907 明治40	C	570 240 220		(正面)同前 / 沙翁 (右)明治四十年四月 / 九月 / 行年 四十五 / 行年七十五才 / 神田作麻父 (左)明治四十年三月 / 二日 / 行年ノブ 四十五才
	1910 明治43				





53	1880 明治13	B	380	250	210
(5)	竹村重慶公				
(6)	明治二十三年夏十月二日				
(7)	新潟県守松代一郎御祝風				
54	1877 宝永6	A	600	270	189
(5)	竹村重慶公				
(6)	明治二十二年九月二十一日				
(7)	新潟県守松代一郎				
55	1842 天保13	B	560	230	220
(5)	柳原重慶公				
(6)	天保二十三年五月十九日				
(7)	新潟県守松代一郎/行年四十才				
56	1817 文化4	A	450	250	150
(5)	柳原重慶公				
(6)	号弓月				
(7)	新潟県守松代一郎				
57	1796 天明6	B	380	270	180
(5)	柳原重慶公				
(6)	行年八十有八				
(7)	新潟県守松代一郎				
58	1855 安政2	B	450	200	160
(5)	柳原重慶公				
(6)	安政二年				
(7)	新潟県守松代一郎/行年名太郎				
59	1810 文化7	B	450	200	160
(5)	柳原重慶公				
(6)	安政二年七月一日				
(7)	新潟県守松代一郎				
60	1874 明治7	B	450	230	165
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公上				
(7)	柳原重慶公				
61	1894 壱心4	A	330	190	150
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
62	1929 大正15	B	400	170	120
(5)	大正十九年九月一日				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
63	1888 丙寅21	B	500	215	180
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
64	1886 丙寅18	B	505	215	180
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
65	1838 大宝9	A	350	180	160
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
66	1885 丙寅18	B	460	200	170
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
67	A	330	220	180	
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
68	1873 丙寅6	A	520	233	210
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
69	B	370	230	190	
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
70	1866 壱心2	B	540	220	165
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
71	1918 大正5	B	580	245	210
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
72	1929 丙寅4	B	530	230	165
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
73	1890 丙寅23	A	490	190	170
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				

74	1850 高木3	B	490	210	165
(5)	柳原重慶公				
(6)	高木				
(7)	高木				
75	1838 人保9	R	510	210	140
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
76	1864 天保4	B	500	210	160
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
77	1843 天保14	C	430	220	230
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
78	1876 明治9	B	380	190	150
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
79	1890 明治23	A	440	200	150
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
80	1951 丙寅28	B	620	215	173
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
81	1919 大正8	B	720	215	245
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
82	1858 安政5	A	410	210	160
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
83	1932 丙寅7	C	600	215	220
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
84	1919 人土8	B	360	210	180
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
85	1991 平成3	D	570	230	190
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
86	1917 大正6	D	530	215	190
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
87	1912 丙寅17	A	565	210	205
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
88	1776 宝永5	A	390	195	150
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
89	1765 丙寅12	E	630	205	175
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
90	1797 丙寅9	E	430	200	150
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
91			400	200	155
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
92	1792 丙寅4				
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
93	1842 天保13			655	185
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
94				470	210
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				
95				D	520
(5)	柳原重慶公				
(6)	柳原重慶公				
(7)	柳原重慶公				

96	1971 明治4	D	510	245	193	(正)御内省小出 (右)御内省四年・平成六年八月 (左)御内省新御内省・行年八十七才	
97	1857 安政4	B	515	246	175	(正)御内省土佐・妙徳院女 (右)御内省四丁目一月(一月)・御名 (左)御内省二十一年・行年五十一 (右)一月七日・十・月半・入内裏谷 名つる・行年四十・四月	
	1857 安政4						
98	1901 明治34	B	485	210	170	(正)御妙徳不退 (右)御内省二十一年・御内省五月十一日 (左)御内省二月(一月)	
99	1785 天明5	D	445	190	170	(正)御内省危急 (右)御内省九月(一月)・七月十六日 (左)御内省利八重	
100			123	400	400	(正)御妙徳進奉御 (右)九月 (左)九月	
101	1904 明治37		700	300	270	(正)御内省好徳不退・大忠不退 (右)御内省・十月九月八日・御内省 御内省・御内省・行年七十 (左)御内省三十一年七月二日・御根 因御内省・行年八十才	
	1903 明治36						
102	1910 明治43		600	245	210	(正)御内省・妙徳源 (右)御内省四十二年七月二十三日・大 谷吉之助父・平一六・七才 (左)御内省三月一日・御内省母タケ・平 十八才	
	1910 明治43						
103	1947 昭和22		610	250	260	(正)御内省・栗山(一)・妙徳源 (右)御内省二十二年六月一日・栗 山年二十二才・第一孫父 (左)栗山・十一・月・上・下・栗山・ 栗山・年八十七才	
	1947 昭和22						
104	1945 昭和2		420	210	190	(正)御内省草子・御正園草子・不退 (右)御内省・乙巳年・四月十九日・井 原其之女 (左)栗山・五十五年・一月・上・下・栗 山・年八十七才	
	1952 高永6						
105		B	350	175	110	(正)御妙徳宣女 (右)御内省・八月七日	
106	1945 昭和20		510	190	160	(正)御内省信上 (右)御内省二十二年七月四日 (左)元・安藤・行平七・四・元・父 川・行平・七・四	
107	1835 天保6		430	210	210	(正)御内省 (右)御内省八年・己未六月・十四日 (左)御内省正月・栗山(一)・庚二・二	
108	1919 大正8		470	200	170	(正)御妙徳宣女 (右)御内省八年・己未九月 (左)御内省名子・行年一才	
109			320	220	150	なし	
110	1881 明治14	A	460	210	190	(正)御内省信女 (右)御内省十四年五月十日・御内省十 日 (左)御内省・栗山・行年七才	
	1906 明治39	A	360	180	150	(正)御妙徳宣女 (右)御内省二十九年八月二日 (左)御内省栗山・太郎・女安寿・サト・ ナオ	
112	1917 大正6		530	220	195	(正)御内省不退 (左)御内省・六・七・月・日・栗山太郎・ 女安寿・サト・ナオ	
113	1894 文政7	A	370	190	150	(正)御内省・栗山(一)・妙徳宣女 (右)文政七年中(二)・新五郎 (左)栗山(一)・乙亥年十一月十三日・ 行九才	
	1756 安政6						
114	1846 弘化3	B	495	200	165	(正)不明(基) (左)弘化・丙午・口え	
115	1778 安政7		330	170	170	(正)御内省久・久・久 (右)御内省・行年四十 (左)御内省・行年四十・御名久四郎	
116	1871 昭和4	B	410	180	130	(正)御内省 (右)御内省・行年四十 (左)御内省・行年四十	

第31表 水丸子山墓地 墓塔一覧表

番号	没年 西暦	名前 和刻	法身 高さ cm	幅員(cm)	格文	
					高さ 幅員	奥行
138	1858 安政5	A	469	214	160	(正) 親妙姑仙 (右) 五年 (左) 十年六月八日
139	1838 大保7	A	395	178	159	(正) 親妙姑仙女 (右) 亥年七丙申/四月十日 (左) 人吉兵兵衛女 (中) 大吉兵兵衛女
140	1893 明治26	左	550	300	158	(正) 明治二十六年十一月十三日 (右) 五十五年十一月十三日 (左) 五十五年十一月十三日
141	1822 文政5	B	445	212	135	(正) 神妙姑仙女 (右) 文政五年正月三月二十七日 (左) 五十五年正月三月二十七日
142	1799 宽政11	B	455	220	150	(正) 親妙姑仙女 (右) 宽政十一年正月六日 (左) 五十五年正月六日
143	1787 明和4	B	458	228	140	(正) 親妙姑仙女 (右) 丙寅丁亥年九月正日 (左) 丙寅丁亥年九月正日
144		A	410	195	126	(正) 親妙姑仙女 (右) 丙寅 (左) 丙寅十二月
145	1880 宽延1	B	508	225	148	(正) 親妙姑仙女 (右) 丙寅大晦日/申午酉日 (左) 丙寅大晦日/申午酉日 (中) 都知近谷愛助/行幸六十二歳 (右) 恋人相手父
146	1818 文政1	B	450	210	148	(正) 親妙姑仙女 (右) 丙寅亥戌年十二月廿九日 (左) 丙寅亥戌年十二月廿九日 (中) 丙寅亥戌年十二月廿九日
147	1749 宽延2	C	430	210	148	(正) 親妙姑仙女 (右) 丙寅巳月三月朔日 (左) 丙寅巳月三月朔日 (中) 丙寅巳月三月朔日
148	1873 明治6	A	490	190	165	(正) 親妙姑仙女 (右) 丙寅八年正月二十九日 (左) 丙寅八年正月二十九日 (中) 木下市之助/口助母口
149	1895 明治28	A	470	220	165	(正) 親妙姑仙女 (右) 丙寅二十八年正月二十九日/佐々木口 (左) 丙寅二十八年正月二十九日/佐々木口 (中) 各名口 (右) 口口
150	1938 昭和13	D	520	210	200	(正) 親妙姑仙女 (右) 丙寅一三年四月十六日/御名 佐々木タケル/初太郎/崎平七十八 才/近藤 実業
151		C	500	200	210	(正) 親妙姑仙女 (右) 丙寅近藤吉峰/フミタマ/タケル/ ソブ (左) 近藤一建立
152	1954 昭和29	未	380	160	135	(正) 丙寅二十九年十月十六日 (右) 丙寅二十九年十月十六日 (左) 丙寅二十九年十月十六日
153	1953 昭和28	C	600	220	160	(正) 丙寅二十八年十一月十五日 佐々木ソブ/村平五十才
154	1866 宽政2	C	430	195	175	(正) 親妙姑仙女 (右) 丙寅二月廿八日 (左) 丙寅二月廿八日
155	1862 文政2	A	412	210	160	(正) 親妙姑仙女 (右) 丙寅年 (左) 丙寅年
156	1899 明治22	B	480	216	160	(正) 親妙姑仙女 (右) 丙寅四月六日 (左) 丙寅四月六日
157	R6(上)30		225	135	(正) 上(上)念	
158	1829 文政12	C	114	210	(正) 親妙姑仙女 (右) 文政十二年正月 (左) 五十五年正月 (中) 五十五年正月 (右) 五十五年正月 (左) 五十五年正月	
159	1867 宽政3	D	472	210	205	(正) 親妙姑仙女(以下土中) (右) 丙寅三年(以下土中) 丁卯九年(以下土中) (左) 文太(以下土中)
160	1917 大正6	D	470	210	210	(正) 親妙姑仙女(以下土中)/ 不遇(以下土中) (右) 大正六年十二月/庚午/行年(以 下土中) (左) 明治四十二年十二月三日(以下土中)
161	1924 大正13	D	470	190	158	(正) 親妙姑仙女 (右) 大正十三年八月八日 (左) 鹿屋三番/俗名勇了一/五十五才
162	1893 明治26	C	400	190	190	(正) 親妙口 (右) 親妙口/大保一/行年七十才 (左) 明治二十八年
163	1851 嘉永4	B	435	210	160	(正) 親妙姑仙女 (右) 嘉永四年三月三日白日 (左) 嘉永四年三月三日白日
164	1903 明治36	D	400	180	145	(正) 親妙姑仙女 (右) 明治三十六年四月八日 (左) 嘉永四年三月三日白日
165	1857 宽政4	A	350	170	145	(正) 親妙口 (右) 宽政四年正月 (左) 宽政四年正月 (中) 彩名口
166	1848 嘉永1	B	470	210	160	(正) 親妙口(以下土中) (右) 嘉永元年正月 (左) 一月十五日(以下土中)
167	1842 天保13	A	465	210	165	(正) 親妙姑仙女 (右) 天保十二年正月二月九日 (左) 彩名口
168	1879 明治12	不明	370	185	150	(正) 親妙口 (右) 明治十二年正月 (左) 未
169	1866 宽政2	B	440	210	170	(正) 親妙口 (右) 宽政二年正月十五日 (左) 金森義助/ムコニ
170	1855 宽政4	B	488	206	155	(正) 親妙口/實名忠信士/眞頂童女 (右) 嘉永四年正月一日/行年六 才 (左) 宽政二年正月二月七日
171	文化11	C	430	210	190	(正) 親妙口/神妙口/不遇 (右) 文化十一年正月一日 (左) 宽政二年正月二月四日
172		A	470	200	135	(正) 親妙口 (右) 丙寅正月一日 (左) 宽政二年正月一日
173	1920 大正9	D	550	205	200	(正) 親妙口 (右) 大正九年正月十四日 (左) 宽政二年正月二十九日/東太
174	1853 嘉永5	A	353	166	123	(正) 親妙口 (右) 嘉永五年二月十一日 (左) 十三年正月十四日/行年二十 才 (中) 要見山口/ハツ
175	1879 明治12	B	470	215	175	(正) 親妙口 (右) 丙寅正月一日/行年十六日 (左) 要見山口/ハツ
176	1853 嘉永6	D	630	212	196	(正) 親妙口 (右) 嘉永六年正月九日 御名おとせ事/行年二十七才 (左) 11川嶋廣吉/古賀一郎/堀辰
177	1885 明治18	B	399	180	143	(正) 親妙口 (右) 明治十八年九月一日/行年八 月三十日 (左) 俗名山口/ハツ
178	1867 明治20	B	470	200	153	(正) 親妙口 (右) 明治二十一年正月六日 庚午/行年六十才 (左) 山本定七口/俗名ヨシ/益五 才
179	1919 大正8	A	540	215	183	(正) 親妙口 (右) 丙寅正月一日/行年五十一 才 (左) 正八年九月九日 俗名象太郎/一/行年六十才 (中) 大正十一年正月一日 俗名ヨシ/益五才
180	1923 大正12					





## 2. 調査の方法とデータについて

今回の調査では全体の配置図を作成し、銘文の記録、塔身部の寸寸をおこなった。その結果として配置図を第18図～第20図に、一覧表を第29表～第31表に示した。なお、一覧表中にあげた形態分類は、頭部の形態および額縁の有無から簡便な分類をしたものである。頭部が弧をなすいわゆる橢形のうち、額縁の無いものをA、有るものBに、また頭部四隅から稜をなして中央が高くなるもののうち、額縁の無いものをC、有るものDとした。本来はさらに細分が可能であるが、有意な分析結果が得られないという見込みのもとで行わなかった。この各分類の例は写真88～91に紹介している。

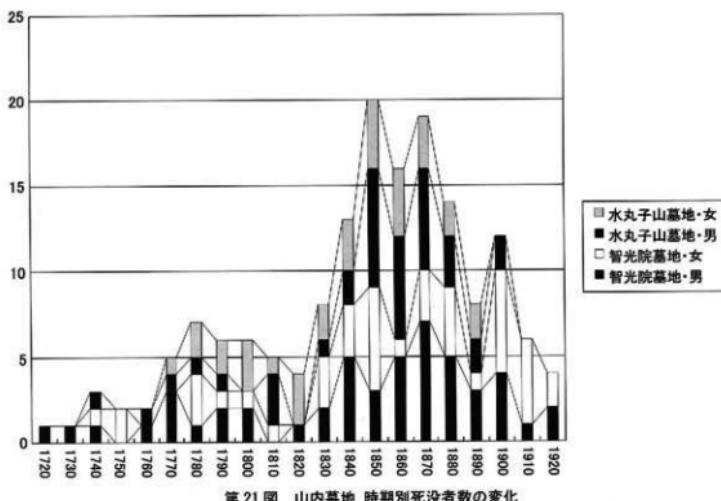
## 3. 墓地の消長と人口動態

さて、調査によって得られた基礎データをもとに、以下では遺跡内における墓地の動態から山内での人々の動きをさぐってみたい。

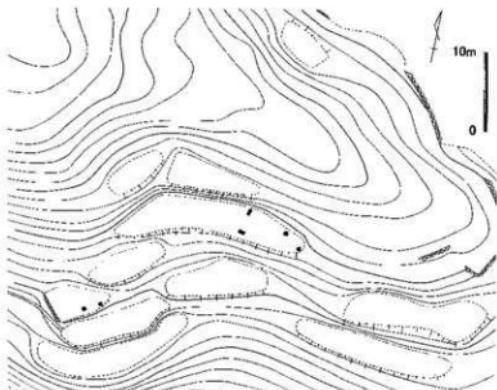
第21図には、10年間ごとの死没者数変化を

グラフで示した。なお、墓塔資料には片付けや破損による改変、風雨による銘文の劣化などの制約が伴い、ここで示した数が必ずしも同時期の死没者総数を表すわけではない点にご注意いただきたい。

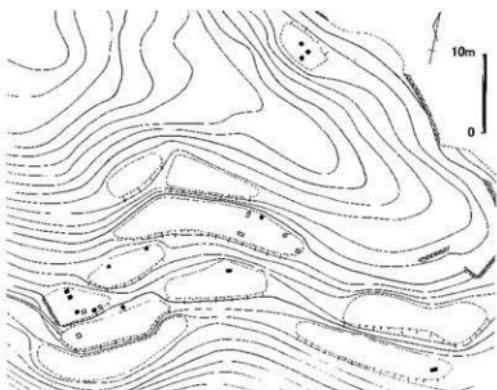
まず問題は墓地の成立時期である。18世紀前半までの墓は極めて少ない。1720～30年代の資料は2点あるが、年銘が不確実だったり、後裔による後世の建立の可能性があつたりする資料で、この時期に墓地として存在していたかどうかは不確かである。確実に認められるのは1740年代からである。櫻井家による製鉄業が奥田儀で開始されている17世紀末から18世紀前葉にかけて、宮本の地に従事者の墓が無いという事実は極めて注意される。後述するように、智光院の過去帳には1694年からすでに「当山内」の死没者が記されており、これから1730年代にかけて計11人の「当山内」の死没者がみえる。この山内が果たして宮本鍛冶屋周辺と読んでよいのかどうか、問題点が残る。



第21図 山内墓地 時期別死没者数の変化



A. 1780年代以前(創業～発展期)

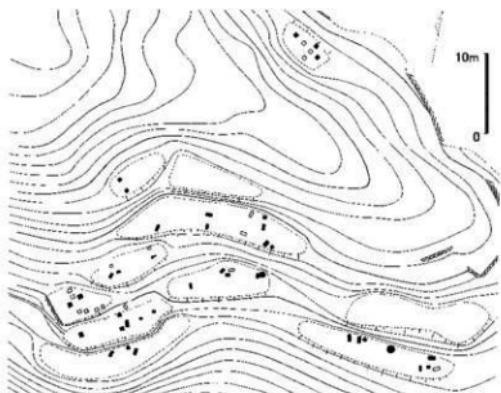


B. 1790～1830年代(経営難～再建期)

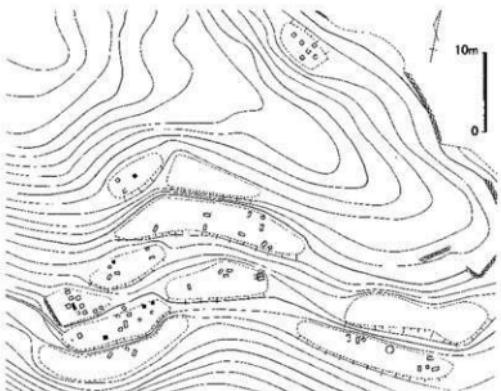
※黒点が期間中に立てられたもの  
白点はそれ以前に立てられたもの



第22図 時期別墓塔造立経過①(左:水丸子山墓地、右:智光院墓地)



C. 1840～1880年代(全盛期)



D. 1890～1930年代(衰退期～廃業以降)



第23図 時期別墓塔造立経過②

この時期の後、田儀櫻井家による経営拡大、さらに御主法入りとなり経営難にあえぐ1770～1820年代にかけての時期は、わずかながら増加がみられ、安定した居住がうかがえる。ついで1830年代から増加の傾向があり、さらに飛躍的に増えるのは1840年代からである。1850年代にピークを記録し、その後ゆるやかに減少していく。この人口増加は10代多四郎直敬、11代運右衛門代での経営再興と全盛期に見事に対応している。就労年代すなわち壯年期と没年とにはいくらかの時間経過を考慮する必要があるが、これを仮に20年程度とみた場合、死没者が最も多い1850～70年代を20年ずらせば1830～1850年代である。これは田儀櫻井家がもっとも事業を拡大した時期であり、これに呼応した労働力流入、人口増加があったことがうかがえる。このように墓地の消長と、宮本への求心力つまり田儀櫻井家の盛衰は対応しているようである。

次に、櫻井家の経営両期ごとに時代をわけて、両墓地の変遷をみてみたい。第22、23図に、50年間ごとに造立された墓塔の位置を、分布図で示した。まずA、1780年以前には、水丸子山墓地はきわめて範囲が限られ、数も少ない。一方の智光院墓地は当初から広範囲に点在しているように見える。ただし、墓塔は容易に移動が可能である。現在の位置が当初からの地点であったかどうかは断定できない。智光院墓地については数のわりに整備された平坦面が多すぎ、これより後の急増した時期に手が加わっている可能性も考えられる。次にB、1790～1830年代である。水丸子山墓地では北側斜面の区画（I群）があらたに作られる。智光院墓地の状況は前代と同様である。この後、造立数が急増する1840～1880年代では、その範囲も大きく広がる。水丸子山墓地では全域に利用が及び、現在の墓地区画はこの時期に整えられたであろうこと

が見て取れる。智光院墓地も同様であり、最上段まで各段にくまなく造立されている。石段を含めて、この時期に大きく加工された可能性があろう。1882年の山内大火、1888年の廃業当主転出後であるD、1890～1930年代にも、宮本に残った人達や宮本を本拠とする人達の墓は引き続き立てられている。しかし、あらたに墓地を設けることはなく、それまでの区画に立て増していったようである。水丸子山墓地については管理の難しい環境であるためか、竹林奥の墓地はほとんど利用されず、山道入り口に近い西端だけが使われ、その数も急激に減少する。便のよい智光院墓地は逆に集中し、前代に匹敵する数の墓塔が立てられている。これらは現在にいたるまで管理されている。

#### 4. 智光院過去帳からの一覧点

官本鍛冶屋における山内居住者は、18世紀後半で60軒余約200人<sup>(3)</sup>、廃業の明治20年代で70軒300人ともいわれている。ところが、今回石造物調査をおこなった結果、山内に残る墓塔数は200年余でわずかに170基と、これを裏付けるにはあまりに少ない数であった。その理由のひとつとしては、石製墓標を伴わない墓に葬られた人数が相当数いた可能性も考えられるであろう。実際、墓地である水丸子山の稜線上には、自然の角礫を集積した遺構が数多く残っている（写真87）。これは埋葬墓の標石である可能性が高い。しかしそれにしても20基を越えることは無く、説明がつかない。このたび出来上がった地形測量図（第4図）を見ても、あの限られた土地に60軒という数はやや多すぎる感がある。この問題は単に数字の問題ではなく、田儀櫻井家のとった経営方式の実態に関する重要な示唆をはらんでいるのではないか。

田儀櫻井家の菩提寺である智光院の過去帳<sup>(7)</sup>

には、櫻井家以外の「檀家」についても記載がある。田儀櫻井家が製鉄業を営んだ1690～1880年代までの約200年間には、266人の檀家居住地が記されている（櫻井家一族を除く）ため、これをもとに第24図に居住地別の檀家死没者人数を示した。「当山内」が79人と最も多いが、これに次ぐのが「大須畠」41人である。さらに大須上、大須前、大須伊々知ヶ市などを合計した「大須その他」が66人おり、大須の総合計が107人と「当山内」をはるかに凌駕する。必ずしも智光院檀家がすべて櫻井家の製鉄業に参画したとは断言できないが、宮本の地から分水嶺をはさんだ至近の距離にある大須が、田儀櫻井家と密接なかかわりを持っていた可能性は高い<sup>(8)</sup>。生産の場であった宮本の谷筋は生活空間としては狭小で限られており、そのため居住の場を狭義の山内の外に確保したとも考えられる。このように、各地に分化した機能をもつ機関を配し、宮本地区を核としてこれらを谷筋交通路によって結ぶのが田儀櫻井家の經營スタイル

であった。しばしば起る炭山や小鉄供給源、たたら場位置などの変化に柔軟に対応できる点がそのメリットであつただろう。その意味で、宮本の地に本拠をかまえ、あえて鍛冶場だけを固定して製品化をおこなう手法は合理的である。地形的には全く恵まれていない宮本の地に拘泥した背景は、交通における宮本の地の利、といえる。

## 5. 山内墓地に関する課題

今回、智光院の過去帳に居住地「当山内」と書かれた79人について、調査した智光院墓地・小丸子山墓地の没年、戒名、俗名と照らし合わせてみた。全てを検討し終わっていないが、現段階では合致するものを見つけることができなかった。したがって、智光院墓地・水丸子山墓地に葬られている人達は智光院の過去帳に記されない、という問題と、さらに過去帳に「当山内」と記される人達の墓はいったい何処にあるのか、という問題が生じる。これは今後の検討課題である。

第24図 居住地別 智光院摂家死没者数



写真 79 智光院墓地 A (右から順に 32 ~ 39)



写真 80 34. 地蔵



写真 81 35. 無縫塔



写真 82 36. 伊秋甲斐守角塔

